伊勢崎市景観計画改訂（案）

令和　　年　　月

伊勢崎市

『上毛三山の眺望と豊かな水･緑と調和し、歴史・文化と共生する都市・いせさき』を目指して



市長あいさつ文
差し替え予定

令和　年　月

伊勢崎市長　臂　泰雄

伊勢崎市景観計画（法第8条第1項関係）

目 次

景観計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1.景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2.良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2－1.目標達成の3つの視点（3本柱）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2－2.景観形成方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(1)共通方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(2)構造別方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
土地利用 ① 市街地景観
② 田園景観
軸 ① 河川の景観軸
② 歴史と文化の景観軸
③ 骨格道路景観軸
拠点 ① 水と緑の景観拠点
② 歴史と文化の景観拠点
③ 交通の景観拠点
(3)地域別方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
① 北部地域
② 北西部地域
③ 西部地域
④ 中央地域
⑤ 東中部地域
⑥ 東部地域
⑦ 南西部地域
⑧ 南東部地域
⑨ 南部地域

3. 行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
3－1.市街地景観に関する行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
3－2.田園景観に関する行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
3－3.歴史と文化の景観軸に関する行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
3－4.骨格道路景観軸に関する行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
3－5.歴史と文化の景観拠点に関する行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
3－6.交通の景観拠点に関する行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
3－7.景観重点区域に関する行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)・・・・・・・・ 60
4－1.基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
4－2.制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
4－3.既存法令等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項(法第8条第2項第4号ロ関係)・・・・・・・・・・ 62

6. 景観重要建造物の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)・・・・・・・・・・・・・・・ 62

7. 景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

8. 景観協議会の設置の方針(法第15条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

9. 景観アドバイザーの設置の方針(条例第3条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

10. 附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

景観計画の構成

伊勢崎市景観計画は、景観法第８条に規定されている「景観計画」（良好な景観の形成に関する計画）として策定されたものです。また、これは景観行政団体※の伊勢崎市、市民、事業者の協働による「景観まちづくり」を進めていくための基本的な計画になります。

この伊勢崎市景観計画には、「景観計画の区域」、「良好な景観の形成に関する方針」、「行為の制限に関する事項」等が定められています。これらの内容に入る前に、まず景観計画の全体の流れについて説明します。

※「景観行政団体」とは、景観法に基づき、地域の特性に応じた風景や景色を守る取り組みなどの様々な施策を独自に行うことができる地方公共団体です。伊勢崎市は、平成 17 年 5 月 9 日に群馬県内初の景観行政団体になり、市民・事業者との協働を図りながら「景観計画」の策定を進めてきました。本市は、この「景観計画」に基づく条例を制定することにより、届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行います。

１．景観計画の区域（法第８条第２項第１号関係）

p.7

２．良好な景観の形成に関する方針（法第８条第３項関係）

p.7

目標

上毛三山の眺望と豊かな水･緑と調和し、
歴史・文化と共生する都市・いせさき

目標達成の３つの視点（３本柱）



①県央都市にふさわしい魅力づくり



②伊勢崎の一体性と個性づくり



③市民協働による景観まちづくり

注：３つのアイコンは、生成 AI「Gemini」によって作成しました。

景観形成方針

共通方針

山並みと水と緑が織りなす風景や歴史・文化資産との調和により、
人々のえがお咲き心安らぐ景観づくり

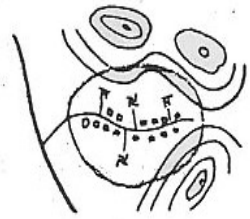
p.8

構造別方針

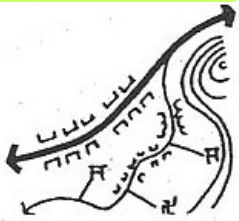
土地利用や軸等、景観資源の要素ごとに
方針を整理します。

p.9

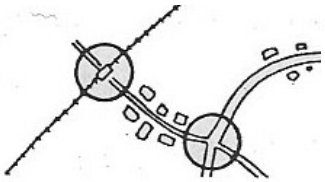
土地利用（面）

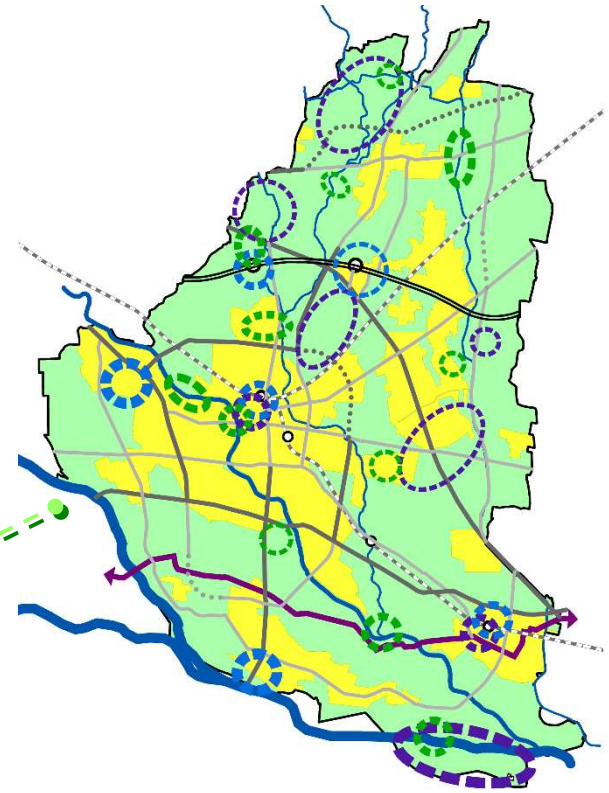


軸（線）



拠点（点）

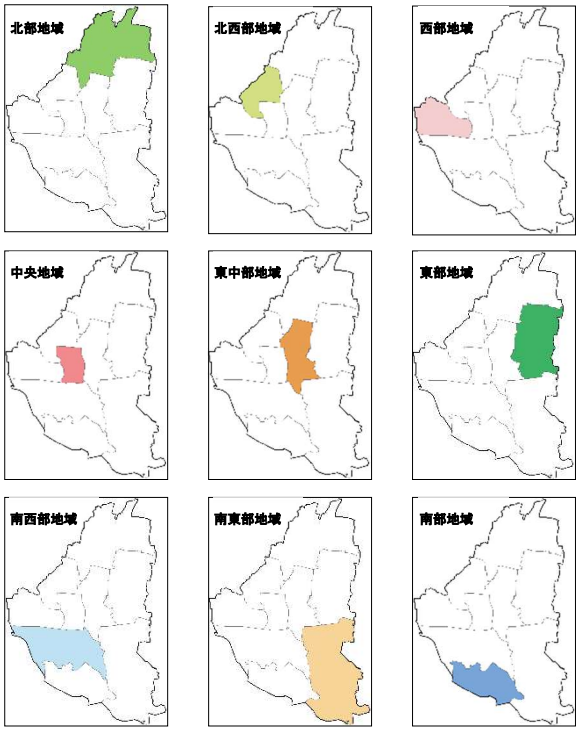


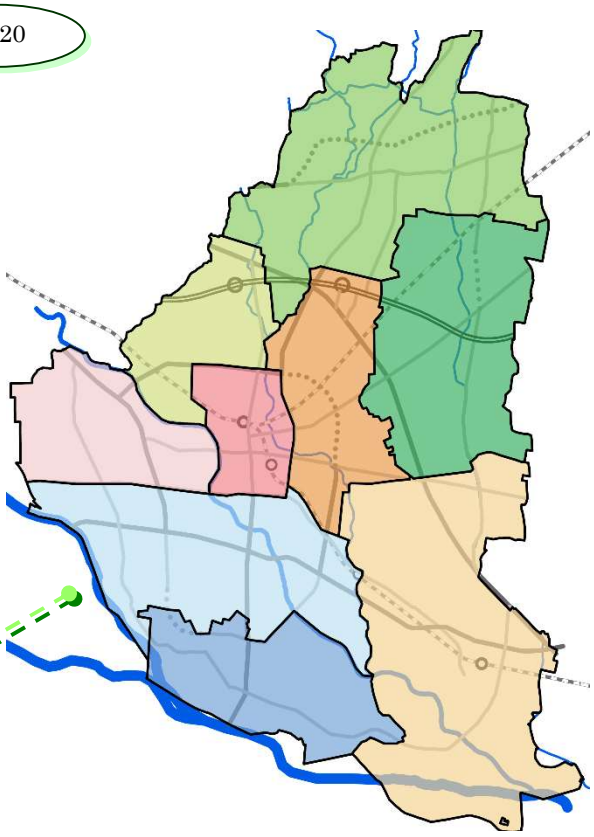


地域別方針

景観計画区域（市全域）を９地域に区分し、
地域ごとに方針を整理します。

p.20





３．行為の制限に関する事項（法第８条第２項第２号関係）

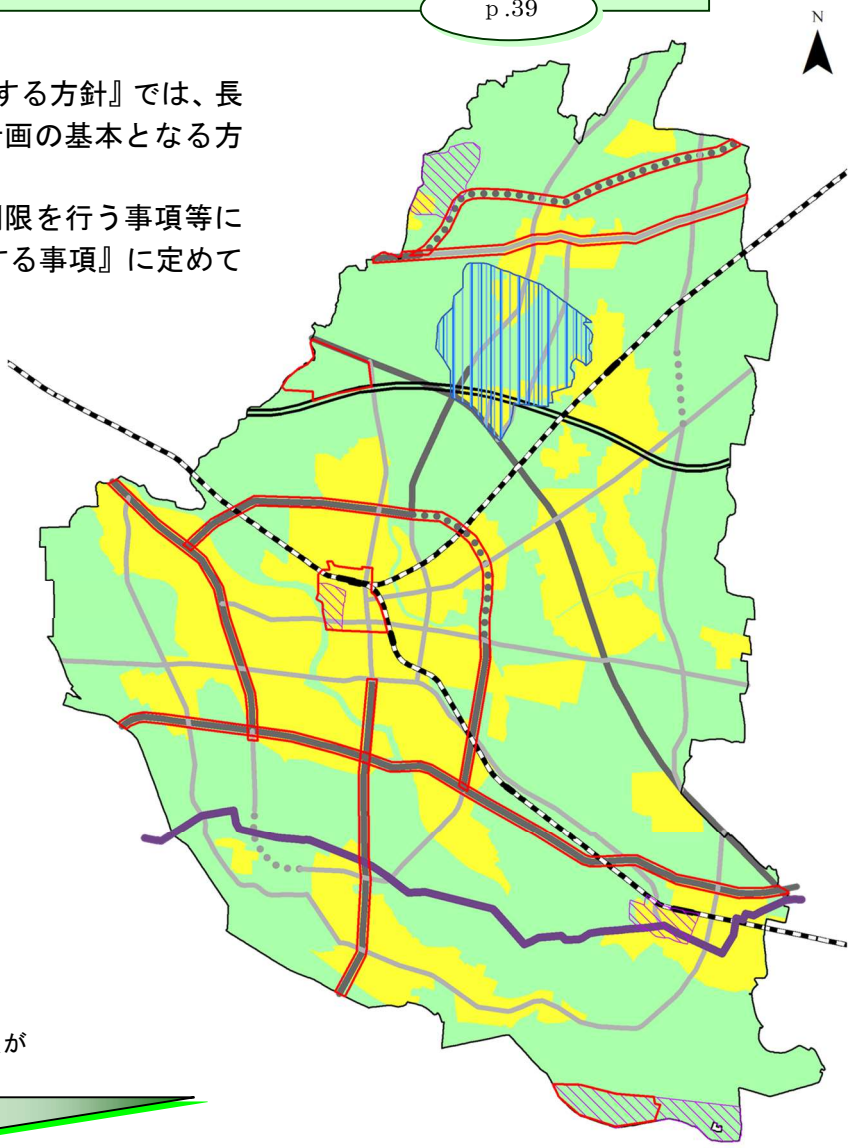
p .39

『２．良好な景観の形成に関する方針』では、長期的な視点から本市の「景観計画の基本となる方針」を定めています。

その中から具体的に行為の制限を行う事項等について、『３．行為の制限に関する事項』に定めています。



※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです



これらの「行為の制限に関する事項」のほか、屋外広告物の表示等の制限・景観重要公共施設の整備に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木・景観協議会の指定の方針などについての内容が盛り込まれています。

p .60

４．屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第８条第２項第４号イ関係）

５．景観重要公共施設の整備に関する事項（法第８条第２項第４号ロ関係）

６．景観重要建造物の指定の方針（法第８条第２項第３号関係）

７．景観重要樹木の指定の方針（法第８条第２項第３号関係）

８．景観協議会の設置の方針（法第 15 条関係）

９．景観アドバイザーの設置の方針（条例第３条関係）

10．附則

資料編　伊勢崎市の景観特性、伊勢崎市景観計画検討委員会の概要、
景観に関する市民アンケート結果、景観計画変更の経過　　等

p .64

1 景観計画の区域（法第８条第２項第１号関係）



・景観計画区域は、伊勢崎市全域（139.44k ㎡）とします。

2 良好な景観の形成に関する方針（法第８条第３項関係）

伊勢崎市の特徴となっている豊かな景観資源を後世に継承し、保全・活用していくとともに、これらの取り組みを通して、市民、事業者、行政が、景観まちづくりの目標を共有します。

また、21 万人市民が、いつまでもいきいきと住み続けられる伊勢崎市づくりへと結び付けていくとともに、市民、事業者、行政が協働して本市の地域特性を生かした景観まちづくりを目指します。

【目標】

上毛三山の眺望と豊かな水･緑と調和し、歴史・文化と共生する都市・いせさき



2－1 目標達成の３つの視点（３本柱）

①県央都市にふさわしい魅力づくり

21 万市民の暮らしを大事にし、屋外広告物や建築物の形態･意匠の適正化により、まちの「顔」を引き立てる、魅力ある景観まちづくりを進めます。

②伊勢崎の一体性と個性づくり

山々への眺望、広大な田園景観、河川の水辺、歴史・文化系景観資源等を守り、生かし、いつまでも市民が身近に享受できるよう、個性と一体性を伸ばす景観まちづくりを進めます。

③市民協働による景観まちづくり

市民が景観まちづくりの目標を共有し、景観まちづくりに主体的な関りを持ち続けていけるよう、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを進めます。

2-2 景観形成方針

景観形成方針（１）共通方針

伊勢崎市全体の景観形成にあたっての方針を以下の通り整理します。

【共通方針】

山並みと水と緑が織りなす風景や
歴史・文化資産との調和により、
人々のえがお咲き心安らぐ景観づくり

（２） 構造別方針

伊勢崎市の景観資源について、市の景観を形成する重要な要素の捉え方（景観構造因子）別に整理し、それぞれの景観づくりの方針を整理します。

土地利用	①	市街地景観
	②	田園景観
軸	①	河川の景観軸
	②	歴史と文化の景観軸
	③	骨格道路景観軸
拠点	①	水と緑の景観拠点
	②	歴史と文化の景観拠点
	③	交通の景観拠点

（３） 地域別方針

地域の市民になじみのある範囲や地域特性を生かした取り組みの方向性を示すため、景観計画区域を９地域に区分し、地域別に景観づくりの方針を整理します。

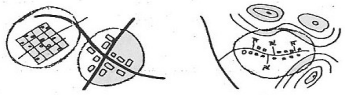
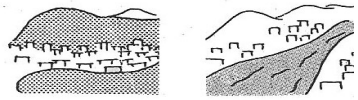
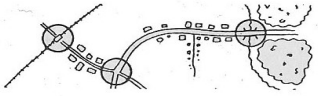
①	北部地域
②	北西部地域
③	西部地域
④	中央地域
⑤	東中部地域
⑥	東部地域
⑦	南西部地域
⑧	南東部地域
⑨	南部地域

景観形成方針（２）構造別方針

伊勢崎市の景観資源について、市の景観を形成する重要な要素の捉え方（景観構造因子）別に整理すると、土地利用（面的要素）、軸（線的要素）、拠点（点的要素）に区分されます。

以下、構造別に、それぞれの景観づくりの方針を整理します。

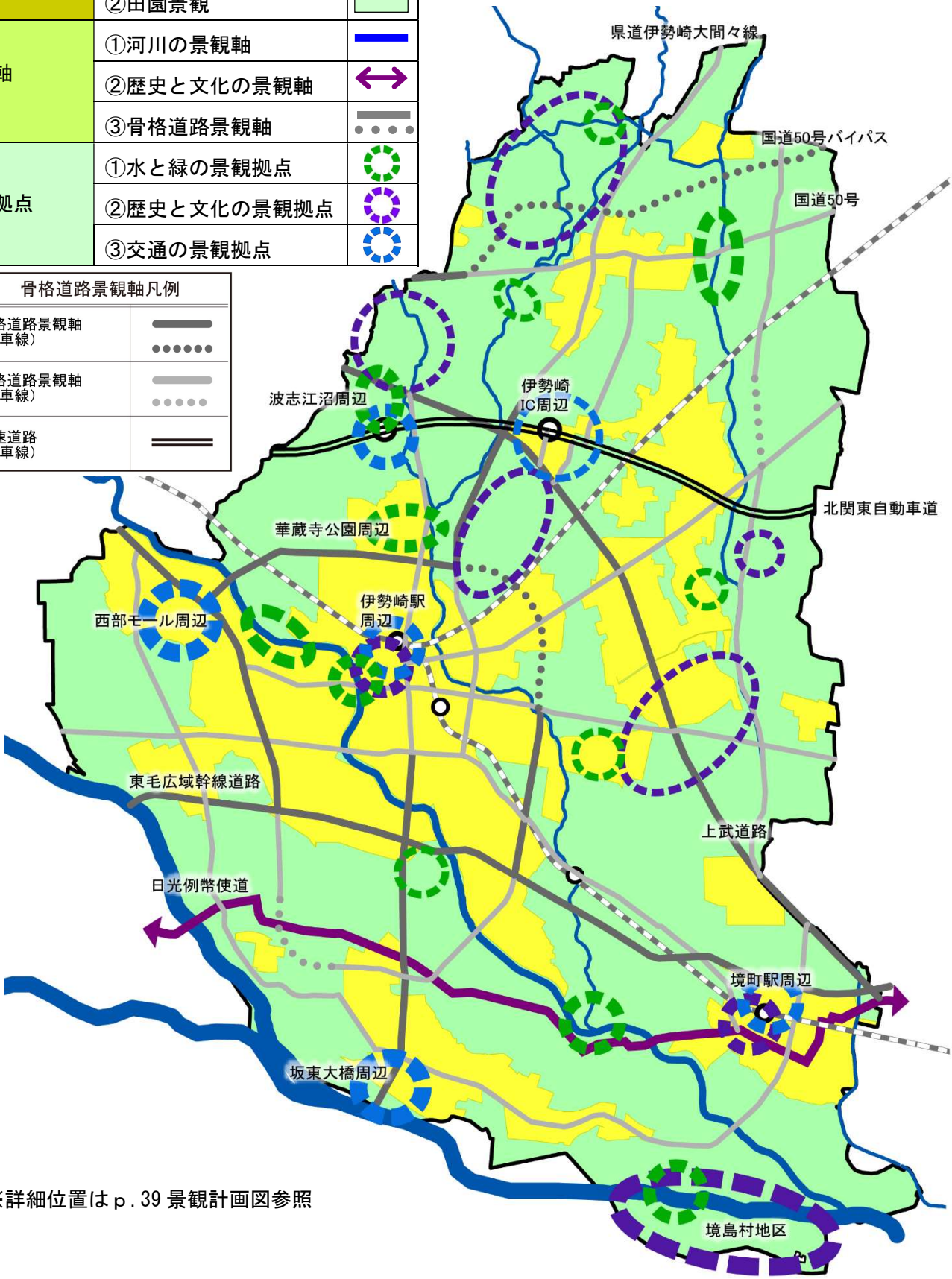
■ 景観資源を踏まえた構造別分類

景観構造因子 ＼ 景観資源		自然系景観資源	歴史・文化系景観資源	都市系景観資源	心象系景観資源	要素	
地域のまとまりとなる要素	地区・まとまり ･･･ひとつの類似性やまとまりをもって広がり、周囲と異質な特色のある地区 	公園・緑地 池沼 動物生息地	寺社の杜 宿場跡	計画的団地 地区 既成市街地 集落 農地・緑地		面的要素	⇒ 土地利用
市全体の特徴的な景観要素	眺望・見晴らし ･･･自然や都市の中にあるﾋﾞｭｰﾎﾟｲﾝﾄ。「眺望」を「眺望点」に限定して捉える 	河川土手		建築物の上層 橋 大観覧車	建築物の上層	面的要素	⇒
市民の日常生活の中での景観や街並み	骨格・みちすじ ･･･線的な骨格を形成する要素。「うつり変わり」、「見え隠れ」は、副次的なものとして捉える 	中小河川 用水路	古道跡 河岸跡	道路 鉄道		線的要素	⇒ 軸
	境界・ふちどり ･･･他の領域との境界を視覚的に意識させ、「景域」を限定する要素 	大河川 緑地 山並み（市外）		跨線橋 大橋	大河川	線的要素	⇒
	結節点・出入口 ･･･本市への出入口、都市と自然との出入口、骨格が交わる結節点 	川の合流点		駅 橋 幹線道路市域界		点的要素	⇒ 拠点
	焦点・めじるし ･･･周囲と際立った形態や周囲と異質の形態を有し、地形の象徴、ランドマークとなっている要素 	山(市外) 独立樹	古墳・遺跡 建造物 大鳥居	大規模建築物 橋 大観覧車	山（市外） 建築物	点的要素	⇒

【構造別方針図　概念図】

構造区分		
土地利用	①市街地景観	
	②田園景観	
軸	①河川の景観軸	
	②歴史と文化の景観軸	
	③骨格道路景観軸	
拠点	①水と緑の景観拠点	
	②歴史と文化の景観拠点	
	③交通の景観拠点	

骨格道路景観軸凡例	
骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

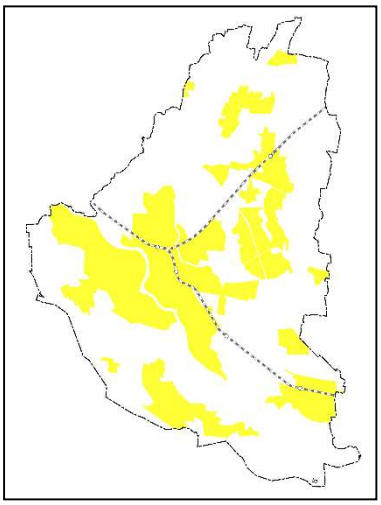


※詳細位置はｐ.39 景観計画図参照

景観形成方針（２）構造別方針

土地利用　①　市街地景観

《現状》



本市の市街地は、伊勢崎駅や新伊勢崎駅、境町駅など公共交通の利便性が高い地区を中心に、土地区画整理事業による都市基盤整備が進んだ郊外の市街地、赤堀及び東地区の地域拠点周辺に市街地が形成され、市街地の一部には、本市の歴史・文化を物語る資源も点在しています。

このうち、県企業局や民間開発による住宅団地等では、地区計画や建築協定等による生垣の整備など、統一感のある街並みが形成されている一方で、幹線道路沿道や大型商業施設の周辺等において、多くの屋外広告物が掲出されています。

また、近年は、交通利便性の向上や企業の進出需要を背景に、郊外部にある大規模な工業団地や産業団地、流通団地への企業立地が進んでいます。

【想定対象区域】

・用途地域が指定されている区域
（伊勢崎、赤堀及び東都市計画区域）

差し替え予定

本町通り



赤堀芸術文化プラザ



国定駅

《方針》

●市民生活の基本空間である住宅地、産業活力の基盤となる商業地や工業地などにおいては、それぞれの土地利用の特性に応じた面的な景観の保全・誘導を図ります。
●鉄道駅周辺の市街地や大型商業施設の集積地等においては、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮しながらも、商業地の魅力向上と賑わいの創出につながる景観形成を図ります。
●工業団地や産業団地などの産業系土地利用においては、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した景観の保全・誘導を図ります。

ａ．周辺環境と調和した建築物等の色彩やデザイン性の向上

・建築物等については、個性や工夫を基本としながらも、周辺環境との調和に配慮した色彩やデザイン等の採用を奨励します。また、大規模建築物等についても山並みの眺望や周辺環境との調和に配慮して、壁面、屋根等の位置やデザインの工夫による景観形成を誘導します。
・歴史・文化的資源が点在する地域では、景観資源との調和に配慮した色彩やデザイン、配置等となるよう景観誘導を進めます。
・住宅地の良好な景観形成につながる地区計画や景観地区の指定、景観協定の導入など、地域住民相互のコミュニケーションに基づく住民主体のルールづくりを支援します。

ｂ．商業地、工業地における住宅地等との景観の調和

・店舗や工場、屋外広告物等は、住宅地や農地など周辺環境との調和に配慮したデザインや色彩を用いるよう、景観の形成・誘導に取り組みます。
・施設の周辺部については、落ち着いた色彩のフェンス等の採用や、植栽・生垣による敷地内緑化など、敷地境界部や駐車場の周囲等における景観形成を推進します。

ｃ．安全で快適な道路空間の確保

・主要な幹線道路においては、山並みの眺望や周辺景観に配慮して、街路樹等の適切な維持管理や無電柱化の推進など、防災景観の視点も取り入れた景観形成を進めます。
・伊勢崎駅周辺等の中心市街地においては、地域特性を生かした市の玄関口にふさわしい景観誘導を進めるとともに、都市基盤とあわせて駅前と主要な公共施設や地域資源を回遊できるネットワークづくりを進め、デザインを工夫したベンチや案内板、街灯等の設置など、ウォーカブルで魅力的な市街地の形成を目指します。
・市内外から多くの人が訪れる商業地や駅周辺では、商店街などの多様な主体との協働を通じて、花植えなどによる緑化を推進します。

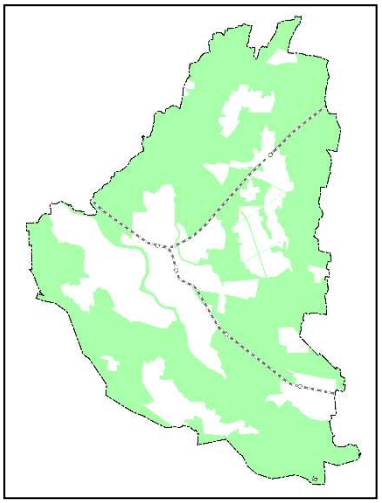
ｄ.安全で快適な公共空間の確保

・学校や公共施設における緑化推進をはじめ、公園・緑地では防災景観の視点も取り入れながら、効率的な維持管理や地域の実情に応じた再整備や更新に取組むなど、市民の心安らぐ公共空間として景観形成を進めます。
・市民、事業者、関係機関等による環境美化活動との連携・協働により、良好な市街地景観の保全に努めます。

景観形成方針（２）構造別方針

土地利用　②　田園景観

《現状》



市街化調整区域や赤堀及び東地区の特定用途制限地域（主に田園居住地区）を中心にまとまった規模の農地で形成され、視界を遮るものが少なく、赤城山等の山並みや裾野の広がりがよく見えるなど、市の原風景として良好な田園景観が保たれています。

一方、市南部の利根川沿いや東部の行政界周辺、赤堀及び東地区の一部地域においては、工場や倉庫、住宅の点在により農地との混在が生じているほか、近年は太陽光発電施設や携帯電話基地局、ヤードの立地が見られます。



お富士山古墳周辺

【想定対象区域】

・用途地域が指定されていない区域
（伊勢崎、赤堀及び東都市計画区域）

《方針》

●多面的な機能を有する農地や水路など営農環境の適切な維持・管理と集落地の拡散抑制をはじめ、周辺環境と調和した土地利用の誘導により、ゆとりと潤いが感じられる田園景観の保全を図ります。

ａ．田園景観の保全

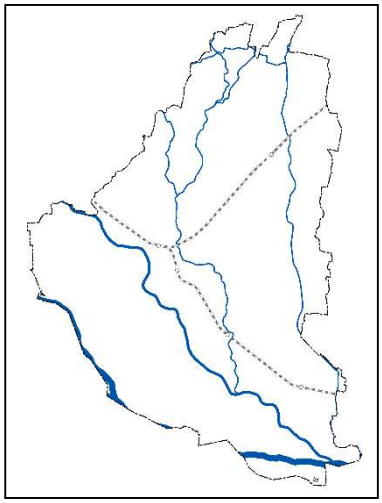
・まとまりのある農地の維持・管理による田園景観の保全を図ります。
・河川や住宅地などにおいては、周辺景観と調和した田園景観の形成を図ります。
・工場、倉庫、太陽光発電施設など景観に影響を与える大規模な建築物等については、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮したデザインや色彩の採用等により、良好な田園景観の保全・誘導を図ります。
・大規模な建築物等の周辺部については、落ち着いた色彩のフェンス等の採用や、植栽・生垣など、敷地境界部における景観形成を推進します。

ｂ．集落景観の保全

・地域の特徴となっている「かしぐね」などの屋敷林の景観保全を図ります。
・良好な集落地の維持と拡散抑制による集落景観の保全を図ります。

軸　①　河川の景観軸

《現状》



本市の南部を流れる利根川をはじめ、市街地の骨格を形成している広瀬川、粕川、早川などの河川景観が市の原風景として、まちの景観に潤いを与えています。

市民アンケート（令和７年度実施）では、良いと思う景観として「河川景観」が多く挙げられ、河川などの水辺や自然と親しめる街並みや空間づくりに期待する意見が多く見られる一方で、河川敷等におけるゴミのポイ捨てや雑草の繁茂などへの対策が必要という意見も多く寄せられています。



広瀬川

【想定対象区域】

・利根川、広瀬川、粕川、早川に隣接した区域

《方針》

●人々が水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観形成を図るとともに、遊歩道等の整備や眺望の確保、水辺の保全・再生、周辺環境の美化などにより、水と緑の一体性を感じられる心安らぐ自然景観として維持・保全を図ります。

ａ．水と緑の景観軸づくり

・人々の野外活動やレクリエーションの場となる河川敷の利活用をはじめ、山並みなどの眺望を楽しめる眺望点の確保により、防災景観やネイチャーポジティブ（自然再興）の視点も取り入れながら、水と緑の一体性を感じられる景観軸の形成を図ります。

・河川沿いのサイクリングロードや遊歩道の整備をはじめ、市民や事業者、関係機関等による環境美化活動との連携・協働により、人々が気軽に訪れ、快適に散策できる水と緑のネットワークの形成を図ります。

ｂ．河川景観と調和した市街地景観づくり

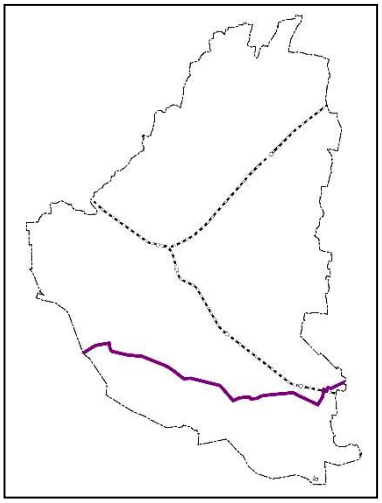
・河川沿いの市街地においては、建築物等の形態やデザインの誘導、敷地内の緑化推進などにより、水辺空間との連続性に配慮した市街地景観を形成します。

・橋詰の周辺については、屋外広告物等の立地に対する規制・誘導により、良好な河川景観の保全を図ります。

景観形成方針（２）構造別方針

軸 ② 歴史と文化の景観軸

《現状》



本市には、多くの寺社、文化財、古くからの街道など、本市の歴史・文化を物語る貴重な景観資源が残されています。

特に、旧日光例幣使道の周辺には、柴宿本陣跡や織間本陣跡などの史跡等が点在しており、旧街道沿道の街並みは市民アンケート（令和７年度実施）においても好きな景観として多く挙げられています。



かつての日光例幣使道

【想定対象区域】

・旧日光例幣使道（一般県道綿貫篠塚線の一部区間の道路境界から 20ｍの区域）

《方針》

●歴史や文化を今に伝える旧街道沿いの歴史・文化系景観資源の保全・活用をはじめ、遊歩道の整備などにより回遊性を高めるとともに、地域住民のまちづくりの機運や熟度に応じて、沿道地域の歴史・文化を継承する景観の誘導・保全を図ります。

ａ．旧街道の沿道景観の向上

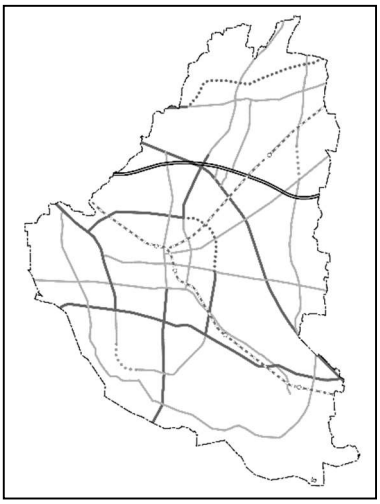
・旧街道の歴史・文化系景観資源の保全・活用を図ります。
・旧街道のイメージに配慮した沿道建築物等の形態・意匠、屋外広告物や看板・街灯などの設置に関するルールづくりを検討します。
・旧街道などに残る樹林や塀、歴史的風情を感じる垣・柵などの保全・誘導を図ります。

ｂ．歴史・文化系景観資源のネットワークづくり

・遊歩道の整備にあわせた案内板等の設置や街並みの演出、地域住民等との協働による散策ルートづくりなど、人々が地域の歴史・文化に触れながら回遊できる遊歩道等のネットワーク形成を図ります。
・関係機関等との連携による歴史・文化系景観資源の情報発信を行って、地域住民や事業者の認知度向上と景観資源の保全・継承に対する意識醸成を図ります。

軸　③　骨格道路景観軸

《現状》



本市の都市の骨格を形成する幹線道路ネットワークは、北関東自動車道をはじめ国道・県道・市道が広い市域をカバーし、市民の暮らしと産業活動、多様な交流などを支え、多くの市民、来街者が利用する都市施設であり、沿道の街並みは本市の都市景観を印象付ける重要な景観要素といえます。

一方で、幹線道路沿いには、多くの屋外広告物が掲出されているほか、市民アンケート（令和７年度実施）では、ゴミのポイ捨てや雑草の繁茂など道路の環境美化を求める意見も多く寄せられています。



北部環状線

【想定対象区域】

・主要な幹線道路（骨格道路）の道路境界から 20ｍの区域

《方針》

●市内を通る国道・県道、環状道路など主要な幹線道路（骨格道路）について、沿道の土地利用誘導や山並みの眺望を確保した景観形成を図るとともに、安全で快適な通行に配慮した道路づくりの工夫と、沿道景観の向上に努めます。

ａ．沿道景観の向上

・山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した建築物等の色彩やデザインの導入をはじめ、関係法令や条例等に基づく屋外広告物等の規制・誘導による景観形成を推進します。特に交通量が多い骨格道路（４車線）については、道路整備の進捗状況や建築物の立地状況等を踏まえて新たな景観重点区域の指定を検討します。

・交差点付近やスクールゾーン等への屋外広告物の掲出をはじめ、近年増加するデジタルサイネージや車両へのラッピングなど、交通の妨げとなりうる屋外広告物に関する誘導基準の検討と計画的な是正指導による屋外広告物の適正化を推進します。

・道路標識や公共施設等の案内板・サイン等は、道路利用者の視認性に配慮した表示や設置場所の検討など設置者間の調整を図るとともに、設置者による定期的な点検を通じた屋外広告物の安全対策を推進します。

・街路樹等の適正な管理・保全や民有地の緑化推進をはじめ、市民、事業者、関係機関等による環境美化や緑化活動との連携・協働により、防災景観の視点も取り入れながら、沿道景観の保全に努めます。

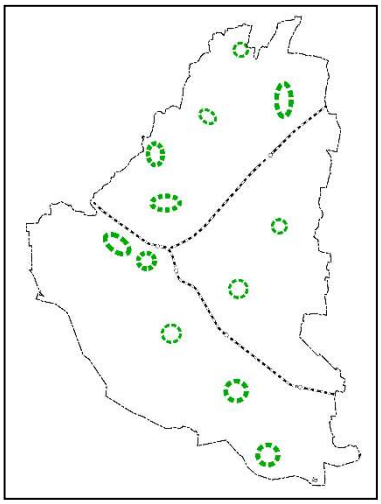
ｂ．歩行者空間の安全性と快適性の向上

・歩道等のバリアフリー化をはじめ、ポケットパークなどの山並みや見晴らしを味わう眺望点の確保により、道路利用者が安全で快適に通行できる沿道景観の向上を図ります。

景観形成方針（２）構造別方針

拠点 ① 水と緑の景観拠点

《現状》



華蔵寺公園や波志江沼環境ふれあい公園をはじめ、いせさき市民のもり公園など人々の心安らぎ、潤いを与える大規模な公園・緑地が点在し、人々が自然とのふれあいやスポーツ、様々な余暇活動を楽しめる場所として、市街地の緑を補う貴重な都市景観となっています。こうした公園・緑地は、市民アンケート（令和７年度実施）においても、良いと思う景観として多く挙げられています。

また、寺社や旧家等にまとまった樹林地や天然記念物に指定された大木、里山などが残されており、地域住民のシンボル的な景観資源となっています。



ラブリバー親水公園うぬき

【想定対象区域】

・いせさき市民のもり公園周辺、華蔵寺公園周辺、西部公園周辺、天幕城趾あかぼり蓮園周辺、赤堀せせらぎ公園周辺、早川橋周辺、赤堀花しょうぶ園・波志江沼環境ふれあい公園周辺、あずま水生植物園周辺、新開橋周辺、伊与久沼周辺、豊東橋周辺、境島村周辺

《方針》

●大規模な公園・緑地、里山について、緑や水辺が織り成す眺望を生かした交流拠点として、それぞれの特性と機能に応じて周辺環境との調和に配慮した景観の誘導・保全を図ります。

ａ．既存公園等の保全と活用

・大規模公園周辺にある河川や身近な緑などの景観資源とのネットワークにより、防災景観の視点も取り入れながら、水と緑の一体性を感じられる景観拠点の形成を図ります。
・公園・緑地周辺の建築物等や屋外広告物の立地状況に応じて、山並みの眺望や景観拠点の景観の保全に必要なルールの見直しを検討します。

ｂ．眺望景観の保全と活用

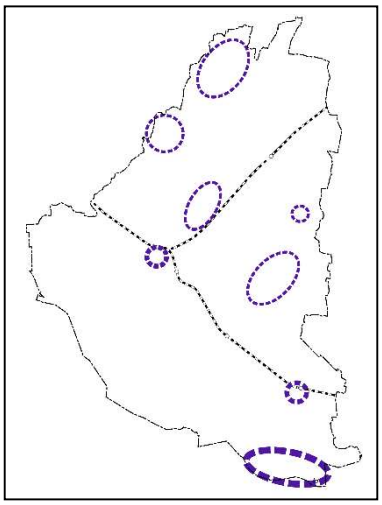
・景観拠点に位置付けた主要な河川の橋りょう周辺や里山においては、山並みの眺望などを楽しめる見晴らしの良いロケーションを生かして、案内板やサイン等の設置により景観保全に対する意識啓発を図ります。

ｃ．イベントや環境学習などへの活用

・人々が集い、賑わいの核となるレクリエーション拠点として広く周知を図るとともに、防災景観の視点も取り入れながら、心安らぐ景観の中で自然環境を体験できるイベントや環境学習の場としても有効活用を図ります。

拠点　②　歴史と文化の景観拠点

《現状》



市内には、寺社や旧家など歴史・文化的資源が残っており、養蚕・蚕種にまつわる建造物や文化財も境島村地区をはじめ各地域に点在しています。

こうした歴史・文化系景観資源は、市民アンケート（令和７年度）において好きな景観として多く挙げられています。



境赤レンガ倉庫

【想定対象区域】

・伊勢崎駅周辺、境町駅周辺、赤堀茶臼山古墳周辺、史跡女堀周辺、史跡上野国佐位郡正倉跡周辺、小泉稲荷神社周辺、史跡十三宝塚遺跡周辺、境島村蚕種製造民家群

《方針》

●市内各地域の歴史や文化を伝える建造物や街並みなど、身近な歴史・文化的資源を景観資源として保全・活用を進めるとともに、市民意識を高めながら、周辺環境との調和に配慮した景観の誘導を図ります。

ａ．歴史・文化的資源の保全・活用

・歴史・文化的資源として保存価値の高い建築物や史跡等については、景観資源として位置付け、その保全・活用に努めます。

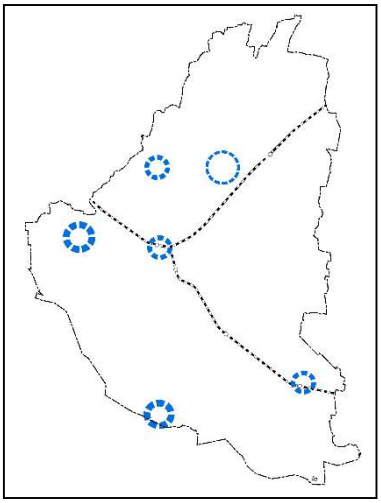
ｂ．歴史・文化的資源と調和した景観誘導

・景観拠点及び周辺においては、歴史・文化的資源との調和に配慮した建築物等や屋外広告物の色彩、デザインの導入など、関係法令や条例等に基づき景観の誘導・保全を図ります。

景観形成方針（２）構造別方針

拠点 ③ 交通の景観拠点

《現状》



北関東自動車道のインターチェンジ２か所の設置をはじめ、国道354号（東毛広域幹線道路）等の広域的な道路交通網の整備により、市内外からの自動車交通が集中する交通結節点周辺における通行安全性や周辺景観を考慮した屋外広告物の誘導・規制が必要となっています。

また、公共交通結節点となる伊勢崎駅及び境町駅周辺においては、ランドマークとなる駅舎や公共施設、地域に残る歴史・文化的資源などが立地する地域特性を生かして、市の玄関口に相応しい賑わい創出につながる街並みの景観誘導を図る必要があります。



伊勢崎駅

【想定対象区域】

・伊勢崎駅周辺、境町駅周辺、西部モール周辺、波志江スマートインターチェンジ周辺、伊勢崎インターチェンジ周辺、坂東大橋周辺

《方針》

●各インターチェンジ周辺においては、通行安全性の確保をはじめ、山並みの眺望や周辺景観と調和した景観の誘導を図るとともに、坂東大橋周辺ではランドマークとなる橋りょう、山並みや雄大な河川景観が眺望できるロケーションを生かすなど、市の玄関口にふさわしい個性と潤いある景観形成を図ります。

●鉄道駅周辺等においては、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮しながらも、適正な土地利用誘導とあわせて商業地の魅力向上と賑わいの創出につながる景観形成を図ります。

ａ．看板や広告物等に対する配慮

・通行安全性の確保をはじめ、駅舎・橋りょう等のランドマークや周辺景観との調和に配慮した建築物等や屋外広告物の色彩、デザインの導入など、関係法令や条例等に基づき、交通拠点にふさわしい景観の誘導・保全を図ります。

・近年増加するデジタルサイネージなど、交通の妨げとなりうる屋外広告物に関する誘導基準の検討と計画的な是正指導による屋外広告物の適正化を推進します。

ｂ．周辺の土地利用の誘導

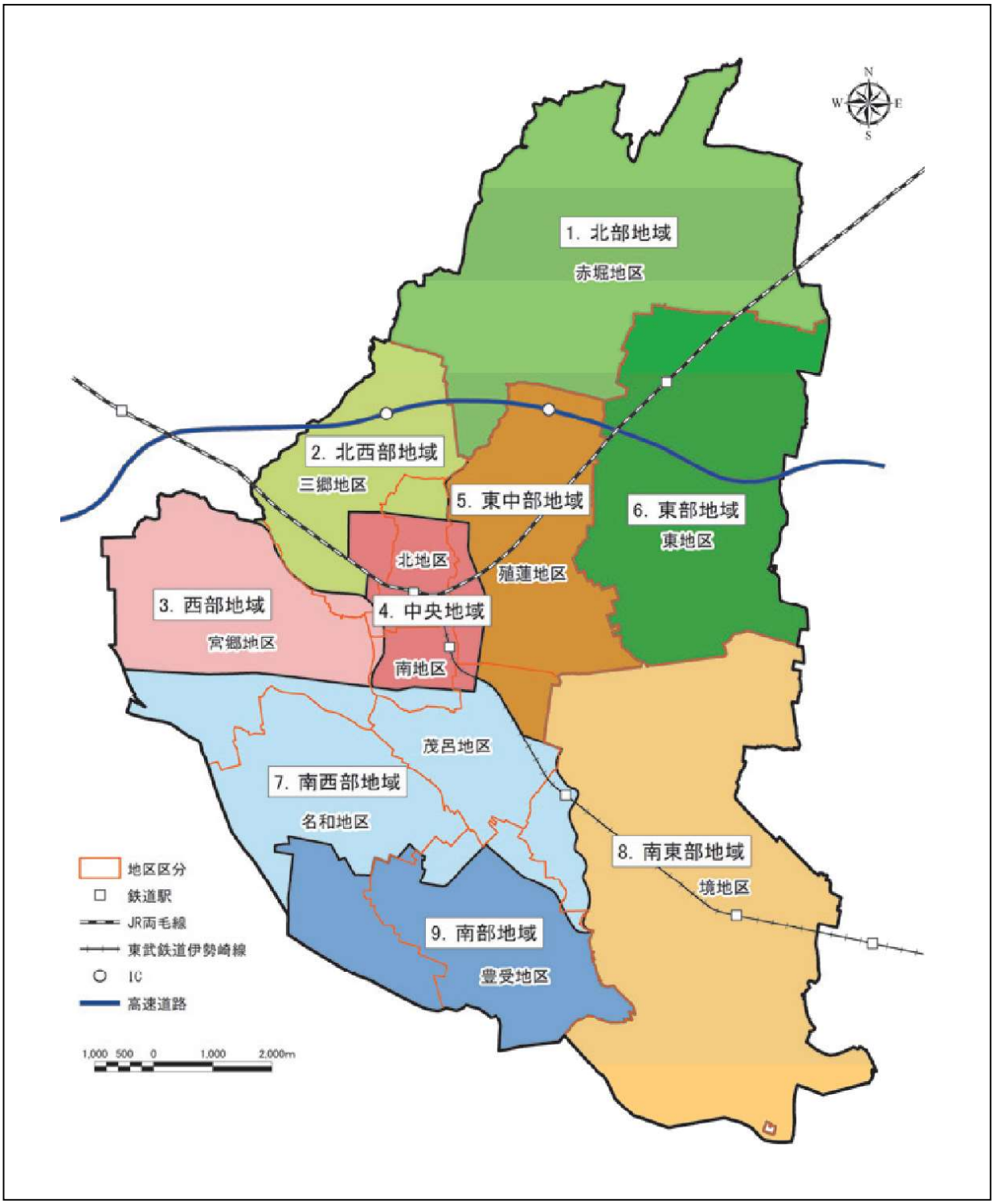
・建築物等の立地にあたっては、周辺景観と調和した壁面の色彩や形態等に関する配慮のためのルールづくりを検討します。

景観形成方針（３）地域別方針

広大な市域には、それぞれの地域の成り立ちの違いもあり、その背景を重視して取り組むことも必要です。

地域の市民になじみのある範囲や地域特性を生かした取り組みの方向性を示すため、各地域の範囲、道路・河川等の分断要素、農地・集落地、市街地等の大まかなまとまりを考慮し、以下の９区分によりその方針を設定します。

【地域区分図】



景観形成方針（３）地域別方針

① 北部地域

《特性・位置づけ等》



・赤城山の東南山麓の末端に位置し、北西部には丘陵地帯が広がり、中央部から東部には大間々扇状地の西端となる緩やかな平坦面が開けています。田・畑や山林などの自然的土地利用が多く占めており、工業用地も市全体と比べて割合が高くなっています。
・古くから農業を主な産業として発展してきており、赤堀茶臼山古墳や史跡女堀など、古代の歴史や先人の営みが感じられる歴史的資源が多く点在しています。
・天幕城趾あかぼり蓮園、赤堀花しょうぶ園といった花の名所をはじめ、赤堀せせらぎ公園など粕川や早川沿いに緑や水辺に親しめる空間が点在しています。
・地区内には、国道 50 号が地域の中央部を東西に通り、その北側にはバイパスとなる前橋笠懸道路の整備が進められています。さらに、主要地方道伊勢崎大間々線等が南北に通り、地域南部には北関東自動車道の伊勢崎インターチェンジが隣接するなど、優れた交通環境を有しています。
・交通利便性の向上に伴って、工業団地や産業団地、幹線道路沿道等への工場や物流施設等の立地が進んでおり、国道 50 号前橋笠懸道路等の整備の進捗により、さらなる産業系土地利用への転換の増加が予想されます。

《方針》

●まとまった農地や集落地、峰岸山などの里山を生かして、豊かな田園風景と山並みの眺望による自然景観の保全を図ります。
●赤堀茶臼山古墳及び史跡女堀の周辺を歴史と文化の景観拠点と位置付け、地域に点在する遺跡や建築物等の保全と活用による歴史・文化的な景観の保全を図ります。
●赤堀せせらぎ公園周辺等を水と緑の景観拠点と位置付け、緑や水辺が織りなす眺望を生かし、人々の交流・余暇の場にふさわしい景観の保全を図ります。
●粕川や早川沿いは、水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観資源として、関係機関や市民・事業者による環境美化活動との連携により、良好な河川景観の保全、活用に努めます。
●用途地域等の指定区域では、地域の土地利用状況に応じて周辺環境との調和に配慮したまとまりのある面的な景観の誘導・保全を図ります。
●産業系土地利用を誘導する地域や骨格道路景観軸となる国道 50 号前橋笠懸道路などの幹線道路の沿道では、周辺景観との調和や山並みの眺望に配慮した景観の誘導を図ります。
●再生可能エネルギー施設や携帯電話基地局など地域景観への影響の大きい建築物等については、周辺環境との調和や山並みの眺望に配慮した景観の誘導を図ります。



赤堀支所周辺

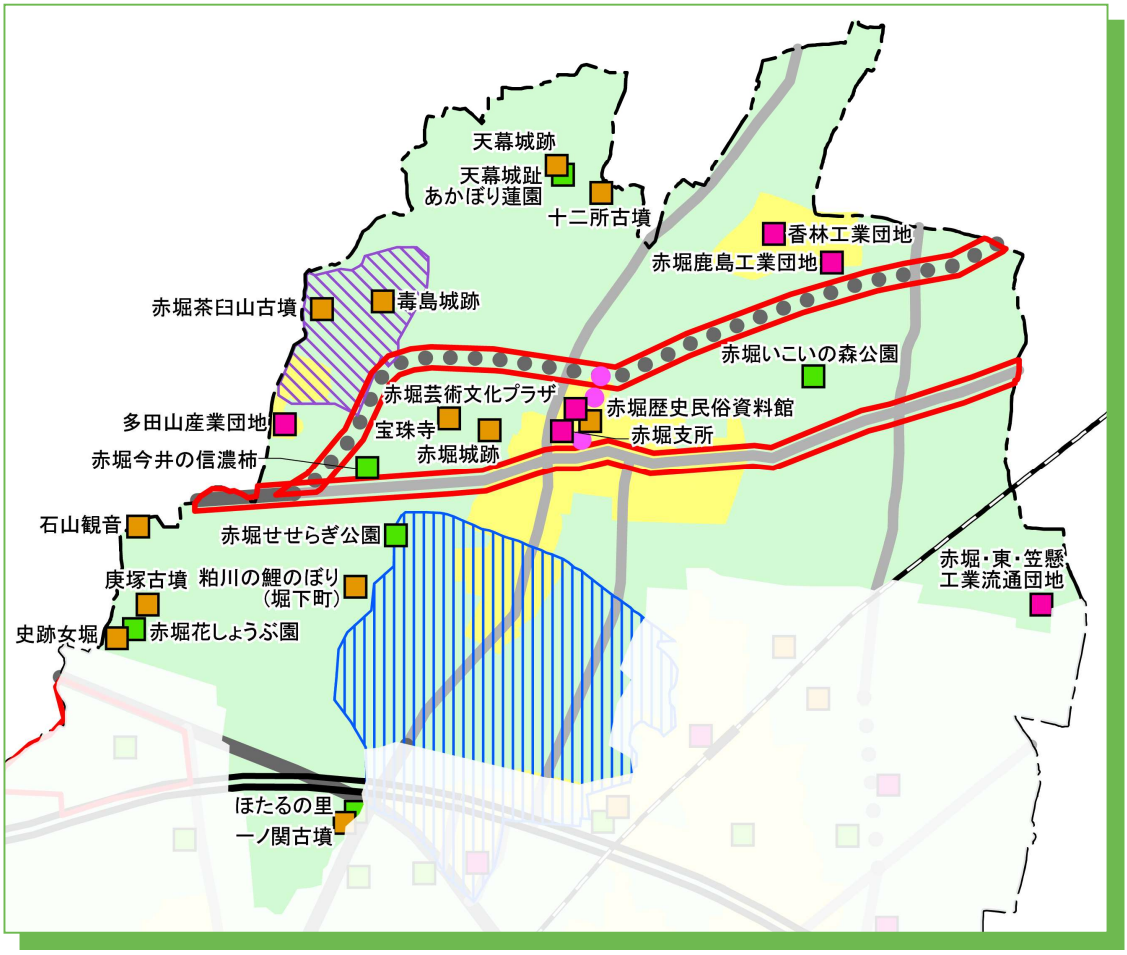


天幕城趾あかぼり蓮園周辺



峯岸山周辺の田園景観

【地域別景観計画図】



行為の制限に関する凡例	
市街地景観に関する制限	
田園景観に関する制限	
骨格道路景観軸に関する制限	沿道 20m
歴史と文化の景観拠点に関する制限	
交通の景観拠点に関する制限	
景観重点区域に関する制限	

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです

景観資源凡例	
	自然系景観資源
	歴史・文化系景観資源
	都市系景観資源
	並木道

骨格道路景観軸凡例	
骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

景観形成方針（３）地域別方針

②　北西部地域

《特性・位置づけ等》



・地域全体に優良農地が多く、既存集落が点在しています。田・畑などの農地をはじめ、北関東自動車道及び国道 17 号上武道路などの道路用地などの割合が市全体と比べて高く、市街化区域内は概ね住宅用地となっています。
・地域の東部には粕川、地域の南部には広瀬川が流れています。
・地域北部を東西方向に北関東自動車道及び国道 17 号上武道路が通っており、波志江パーキングエリアにはスマートインターチェンジが設置されています。
・華蔵寺公園や波志江沼環境ふれあい公園など、市内外から多くの人が訪れる大規模な公園が立地しています。

《方針》

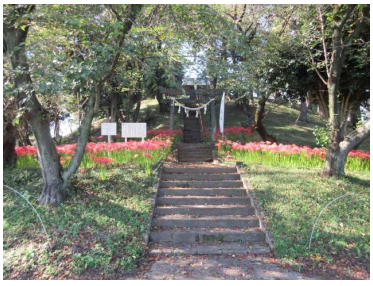
●田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
●農地や水路など営農環境の適切な維持・管理と集落地の拡散抑制をはじめ、周辺景観と調和した土地利用の誘導により、田園景観の保全を図ります。
●粕川沿いは、水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観資源として、関係機関や市民・事業者による環境美化活動との連携により、良好な河川景観の保全、活用に努めます。
●山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した建築物等や屋外広告物に対する規制・誘導、近年増加するデジタルサイネージなど、交通の妨げとなりうる屋外広告物の誘導基準の検討などによる幹線道路の沿道景観の向上を図ります。
●波志江スマートインターチェンジ周辺においては、屋外広告物の誘導による通行安全性の確保を図るとともに、広域的な自動車交通の玄関口にふさわしい、山並みの眺望や周辺景観に調和した景観の保全・誘導を図ります。
●華蔵寺公園や波志江沼環境ふれあい公園周辺では、人々が集い、賑わいの核となるレクリエーション拠点として、それぞれの特性と機能に応じて周辺環境との調和に配慮した景観の誘導・保全を図ります。



波志江沼環境ふれあい公園

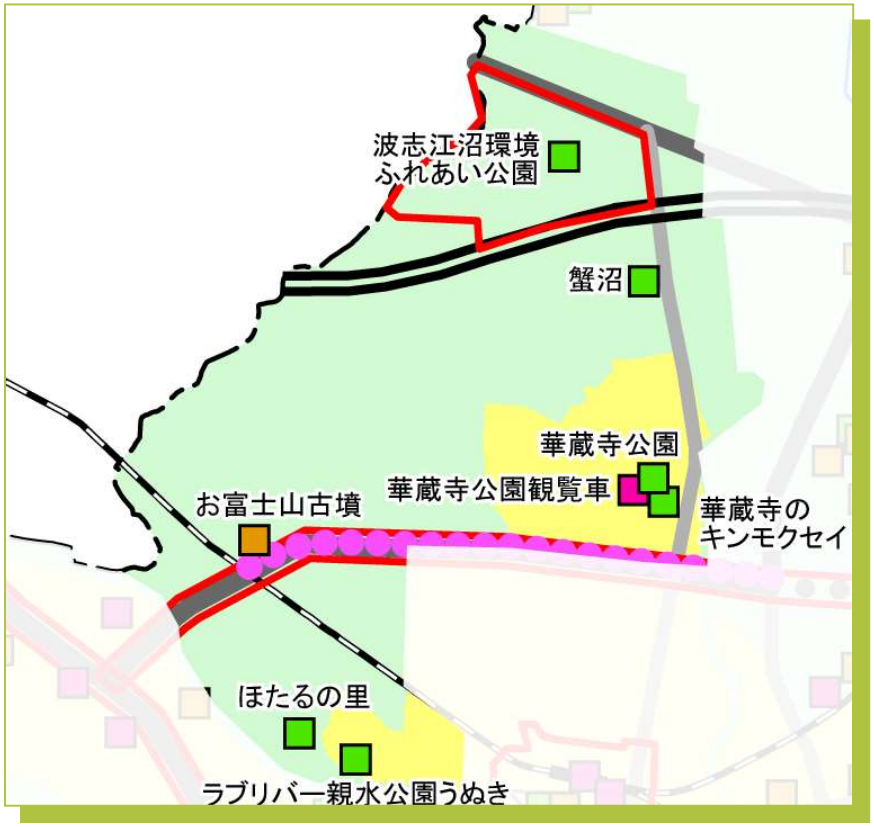


華蔵寺公園



お富士山古墳

【地域別景観計画図】



行為の制限に関する凡例	
市街地景観に関する制限	
田園景観に関する制限	
骨格道路景観軸に関する制限	沿道 20m
景観重点区域に関する制限	

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです

景観資源凡例	
	自然系景観資源
	歴史・文化系景観資源
	都市系景観資源
	並木道

骨格道路景観軸凡例	
骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

景観形成方針（３）地域別方針

③　西部地域

《特性・位置づけ等》



・土地区画整理事業により計画的に整備された市街地が広がっており、その東縁を広瀬川が流れています。また、西部公園や伊勢崎市民病院が立地しており、生活交流や水と緑の拠点として位置付けられています。
・地域内を、（主）前橋館林線（西部幹線）や（主）高崎伊勢崎線など県内主要都市を結ぶ幹線道路が通っています。
・幹線道路の沿道を中心に商業施設が集積していることから、市全体と比べて最も商業用地の割合が高くなっています。伊勢崎オートレース場が立地する西部モール周辺には、郊外型の大規模商業施設が集積しており、市内外から多くの人が訪れる広域的な商業拠点となっています。
・地域西部の宮古町には、果樹園、稲荷町には水田が広がり、上毛三山を背景に良好な田園景観を形成しています。こうしたエリアには、昔ながらの集落景観などの景観資源が多く見られます。

《方針》

●西部公園周辺を水と緑の景観拠点と位置付け、緑や水辺が織りなす眺望を生かし、人々の交流・余暇の場にふさわしい景観の保全を図ります。
●広瀬川沿いは、水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観資源として、関係機関や市民・事業者による環境美化活動との連携により、良好な河川景観の保全、活用に努めます。
●西部モール周辺では、広域商業地にふさわしい個性と潤いある景観形成や沿道景観の向上を図ります。
●山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した建築物等や屋外広告物に対する規制・誘導、近年増加するデジタルサイネージなど、交通の妨げとなりうる屋外広告物の誘導基準の検討などによる幹線道路の沿道景観の向上を図ります。
●農地や水路など営農環境の適切な維持・管理と集落地の拡散抑制をはじめ、周辺景観と調和した土地利用の誘導により、田園景観の保全を図ります。
●再生可能エネルギー施設やヤードなど地域の景観形成への影響の大きい建築物等については、周辺環境との調和や山並みの眺望に配慮した景観の誘導を図ります。



伊勢崎オートレース場

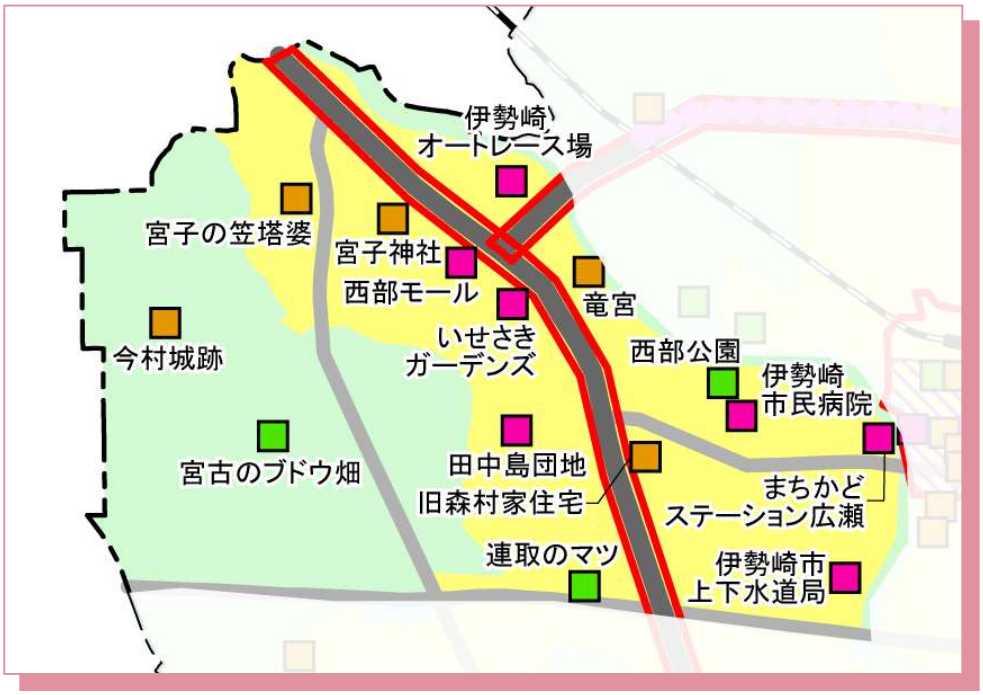


西部モール周辺



宮子町周辺の住宅街

【地域別景観計画図】



行為の制限に関する凡例	
市街地景観に関する制限	
田園景観に関する制限	
骨格道路景観軸に関する制限	沿道 20m
景観重点区域に関する制限	

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです

景観資源凡例	
	自然系景観資源
	歴史・文化系景観資源
	都市系景観資源
	並木道

骨格道路景観軸凡例	
骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

景観形成方針（３）地域別方針

④　中央地域

《特性・位置づけ等》



・市の中央部に位置し、伊勢崎駅及び新伊勢崎駅を中心に、商業・業務施設や文化・行政施設などの各種都市機能が集積し、本市の中心市街地を形成しています。
本地域では、住宅用地や商業用地などの都市的土地利用の割合が地域全体の９割以上を占めており、公共施設の立地も多いことが特徴です。
・広瀬川および粕川などの河川が流れており、水と緑の豊かな空間を形成しています。
・旧時報鐘楼、いせさき明治館、伊勢崎神社や相川考古館等の歴史・文化系景観資源がまちなかに点在しています。
・北部環状線や（主）前橋館林線（本町通り）、（主）伊勢崎桐生線、（主）伊勢崎大間々線など、中心市街地に向かう幹線道路が整備されています。
・伊勢崎駅周辺の中心市街地では、土地区画整理事業等にあわせて、新しい保健センターが開設され、駅に直結する都市計画道路伊勢崎駅南口線（シンボルロード）や図書館機能を併設した中心市街地にぎわい創出拠点の整備が計画されています。また、駅前広場等の公共空間を利活用した官民連携による賑わい創出に向けた取組も行われています。

《方針》

●伊勢崎駅及び新伊勢崎駅周辺等においては、市の玄関口にふさわしい市の中心市街地の魅力向上と賑わいの創出につながる都市景観の誘導を図ります。
●まちなかに点在する歴史・文化系景観資源の活用と、周辺景観に調和した色彩やデザイン、配置等となるよう景観誘導を進めます。
●広瀬川及び粕川沿いは、水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観資源として、関係機関や市民・事業者による環境美化活動との連携により、良好な河川景観の保全、活用に努めます。
●主要な幹線道路の沿道では、無電柱化等による防災景観の視点を取り入れながら、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した景観の誘導を図ります。



伊勢崎駅

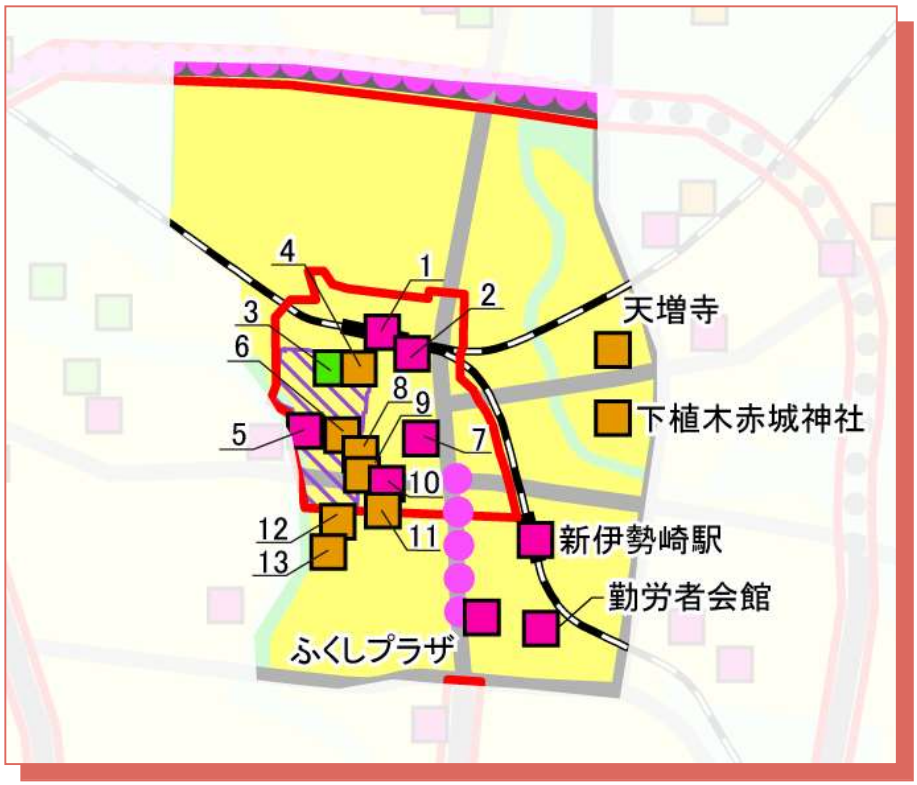


伊勢崎市保健センター

差し替え予定

同聚院の武家門

【地域別景観計画図】



1. 伊勢崎駅
2. ｉタワー花の森住宅
3. 同聚院の大カヤ
4. 同聚院の武家門
5. 伊勢崎市図書館
6. 旧時報鐘楼
7. くわまるプラザ
8. 伊勢崎織物会館
9. いせさき明治館
10. カラクリ時計
11. 伊勢崎神社
12. 相川考古館
13. 伊勢崎河岸の石灯篭

行為の制限に関する凡例	
市街地景観に関する制限	
田園景観に関する制限	
骨格道路景観軸に関する制限	沿道 20m
景観重点区域に関する制限	

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです

景観資源凡例	
	自然系景観資源
	歴史・文化系景観資源
	都市系景観資源
	並木道

骨格道路景観軸凡例	
骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

景観形成方針（３）地域別方針

⑤ 東中部地域

《特性・位置づけ等》



・地域北部は優良農地が多く既存集落が点在しており、南部は住宅と工場が混在しています。
工業団地や流通団地が整備されていることから、市全体と比べて工業用地の割合が高くなっています。地域南部を流れる粕川沿いに大規模な太陽光発電施設が広く立地しています。
・北関東自動車道伊勢崎インターチェンジは、国道 17 号上武道路との交通結節点となっており、地域内にはインターチェンジ周辺を中心に、工業団地及び流通団地が立地しています。
・北部環状線の整備が進められており、中心市街地の交通渋滞解消と賑わい創出、前橋市南部及び太田・桐生方面へのアクセス性の向上が期待されています。
・上植木本町、豊城町を中心に、国指定史跡の上野国佐位郡正倉跡をはじめ寺社、古墳などの歴史・文化的資源が点在しています。

《方針》

●田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
●農地や水路など営農環境の適切な維持・管理と集落地の拡散抑制をはじめ、周辺景観と調和した土地利用の誘導により、田園景観の保全を図ります。
●粕川沿いは、水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観資源として、関係機関や市民・事業者による環境美化活動との連携により、良好な河川景観の保全、活用に努めます。
●北部環状線などの幹線道路の沿道では、無電柱化等による防災景観の視点を取り入れながら、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した景観の誘導を図ります。
●再生可能エネルギー施設やヤード、携帯電話基地局など地域の景観形成への影響の大きい建築物等については、山並みの眺望や周辺環境との調和に配慮した景観の誘導を図ります。
●地域に点在する遺跡や建築物等の保全と活用による歴史・文化的な景観の保全を図ります。

差し替え予定

新沼

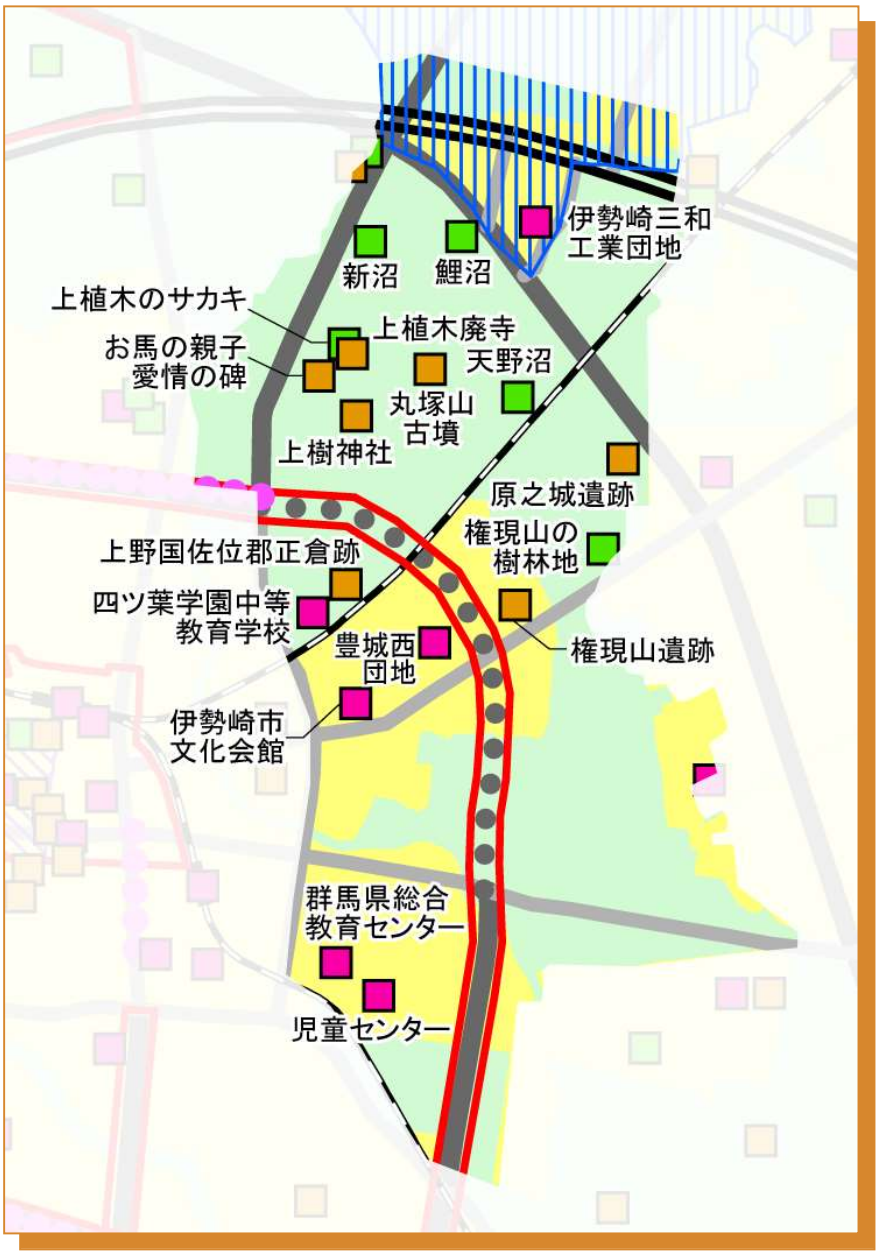


権現山遺跡



伊勢崎市文化会館

【地域別景観計画図】



行為の制限に関する凡例	
市街地景観に関する制限	
田園景観に関する制限	
骨格道路景観軸に関する制限	沿道 20m
交通の景観拠点に関する制限	
景観重点区域に関する制限	

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです

景観資源凡例	
	自然系景観資源
	歴史・文化系景観資源
	都市系景観資源
	並木道

骨格道路景観軸凡例	
骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

景観形成方針（３）地域別方針

⑥ 東部地域

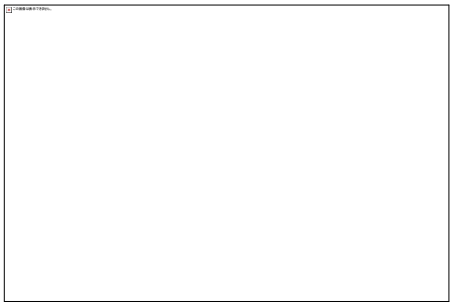
《特性・位置づけ等》



・全体的に平坦な地形を有し、地域の中心には早川が流れ、山並みと調和した美しくのどかな田園風景が広がっています。
・田・畑などの自然的土地利用と、住宅用地や商業用地などの都市的土地利用が同程度の割合で分布しており、地域南部では工業用地と住宅、田畑が混在している場所もあります。
・小泉稲荷神社と大鳥居をはじめ、鶴巻古墳などの歴史・文化系景観資源が点在しており、山並みや田園風景と調和した地域の原風景が残っています。また、あずま総合運動公園やあずま水生植物公園などの特色ある公園も立地しています。
・主要幹線道路である国道 17 号（上武道路）沿いには、集客力の高い大規模商業施設や流通業務施設などの都市的な土地利用が進んでおり、市内外から多くの人が訪れる広域商業及び産業の拠点を形成しています。

《方針》

●田園風景の保全と、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
●農地や水路など営農環境の適切な維持・管理と集落地の拡散抑制をはじめ、周辺景観と調和した土地利用の誘導により、田園景観の保全を図ります。
●再生可能エネルギー施設やヤードなど地域の景観形成への影響の大きい建築物等については、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した景観の誘導を図ります。
●用途地域等の指定区域や産業系土地利用を誘導する地域では、地域の土地利用状況に応じて周辺景観との調和や山並みの眺望に配慮したまとまりのある面的な景観の誘導・保全を図ります。
●点在する歴史・文化系景観資源や、水辺を生かした景観の形成を図ります。
●早川沿いは、水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観資源として、関係機関や市民・事業者による環境美化活動との連携により、良好な河川景観の保全、活用に努めます。
●北関東自動車道や国道 17 号上武道路などの沿道では、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した建築物等や屋外広告物に対する規制・誘導をはじめ、近年増加するデジタルサイネージなど、交通の妨げとなりうる屋外広告物の誘導基準の検討などによる沿道景観の向上を図ります。
●特に、幹線道路沿いの大型商業施設等の屋外広告物についても、通行安全性や周辺景観との調和に配慮した景観誘導を図ります。



小泉稲荷神社の大鳥居

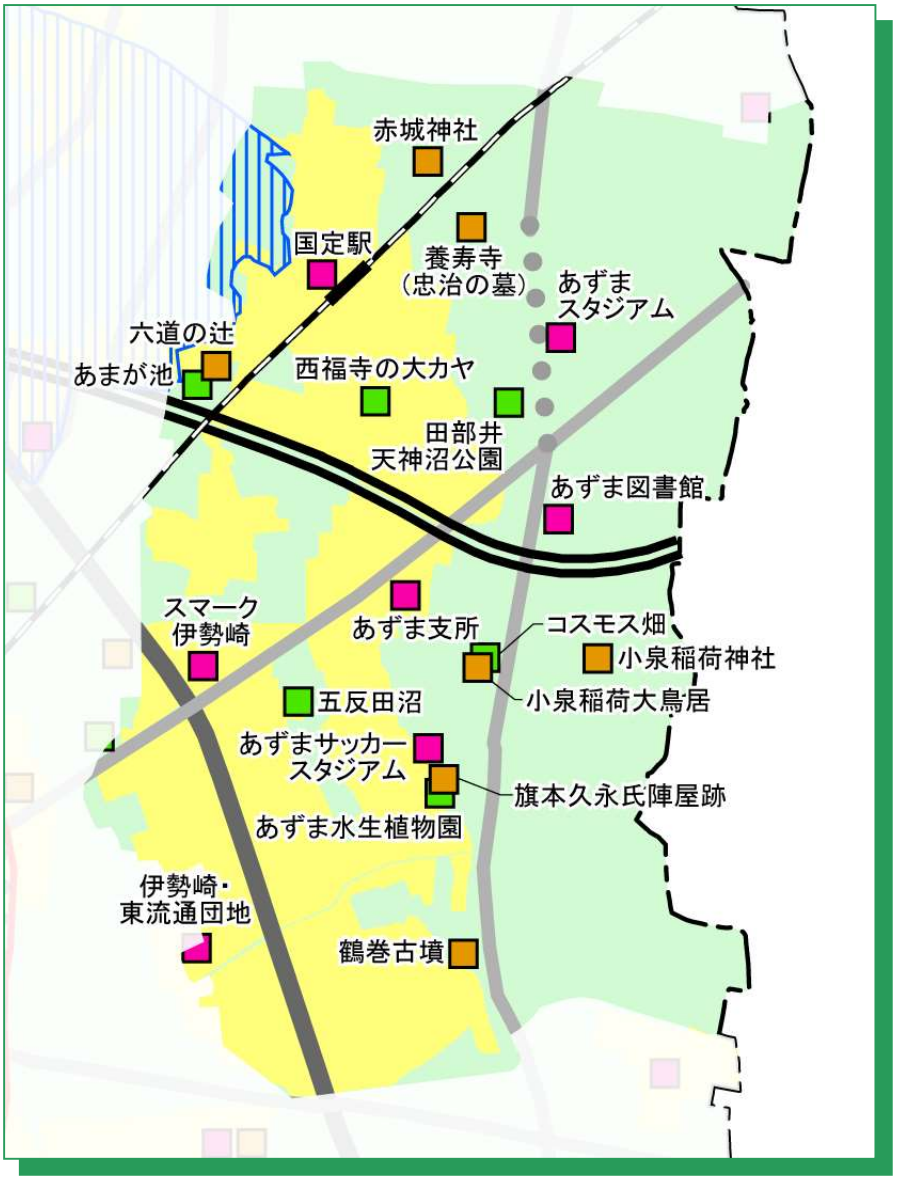


あずま総合運動公園



スマーク伊勢崎

【地域別景観計画図】



行為の制限に関する凡例	
市街地景観に関する制限	
田園景観に関する制限	
骨格道路景観軸に関する制限	沿道 20m
交通の景観拠点に関する制限	

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです

景観資源凡例	
	自然系景観資源
	歴史・文化系景観資源
	都市系景観資源
	並木道

骨格道路景観軸凡例	
骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

景観形成方針（３）地域別方針

⑦ 南西部地域

《特性・位置づけ等》



・地域内には、保泉ニュータウン等の住環境が良好な住宅団地をはじめ、住宅用地が最も多くの割合を占めています。
・地域内を流れる利根川や広瀬川により、豊かな河川緑地や水辺空間が形成され、いせさき市民のもり公園から地域西部にかけては広範囲に農地が広がっています。
・利根川沿いには、サイクリングロードが整備されており、利根川に架かる伊勢玉大橋は山並みや河川景観の眺望点となっています。
・地域中央に立地するいせさき市民のもり公園は、市内外から人々が集い、賑わいの核となるレクリエーション拠点となっています。
・旧日光例幣使道の沿道には、柴宿本陣跡などの歴史・文化的景観資源が保全されています。
・国道 354 号東毛広域幹線道路の沿道には、交通利便性の高さを生かして、伊勢崎宮郷工業団地周辺への産業立地が進んでいます。

《方針》

●豊かな田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
●農地や水路など営農環境の適切な維持・管理と集落地の拡散抑制をはじめ、周辺景観と調和した土地利用の誘導により、田園景観の保全を図ります。
●産業系土地利用を誘導する地域では、地域の土地利用状況に応じて周辺景観との調和や山並みの眺望に配慮したまとまりのある面的な景観の誘導・保全を図ります。
●利根川及び広瀬川沿いは、水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観資源として、関係機関や市民・事業者による環境美化活動との連携により、良好な河川景観の保全、活用に努めます。
●いせさき市民のもり公園周辺については、公園の特性と機能を生かしつつ、人々の交流・余暇の場となる拠点として周辺環境との調和に配慮した景観の誘導・保全を図ります。
●旧日光例幣使道沿道においては、柴宿本陣跡などの歴史・文化系景観資源の保全・活用をはじめ、地域住民との協働により、地域の歴史・文化を継承する景観形成を検討します。
●国道 354 号東毛広域幹線道路など幹線道路の沿道においては、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した建築物等や屋外広告物に対する規制・誘導をはじめ、交通の妨げとなりうる屋外広告物の誘導基準の検討などによる沿道景観の向上を図ります。



国道 354 号沿い



いせさき市民のもり公園



伊勢崎宮郷工業団地

【地域別景観計画図】



行為の制限に関する凡例	
市街地景観に関する制限	
田園景観に関する制限	
歴史と文化の景観軸に関する制限	沿道 20m
骨格道路景観軸に関する制限	沿道 20m
景観重点区域に関する制限	

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです

景観資源凡例	
	自然系景観資源
	歴史・文化系景観資源
	都市系景観資源
	並木道

骨格道路景観軸凡例	
骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

景観形成方針（３）地域別方針

⑧ 南東部地域

《特性・位置づけ等》



・利根川河川敷に位置し、地域南部で利根川に合流する広瀬川、粕川、早川が南北方向に流れており、市全体と比べて田・畑などの自然的土地利用が最も多くなっています。一方で幹線道路沿道に工業団地が多く立地しています。
・境町駅周辺を中心に住宅地が広がっており、境支所周辺には公共施設が集積しているほか、境赤レンガ倉庫や境絹の館、民間の方が所有する蔵など駅周辺や旧日光例幣使道沿道を中心に、養蚕・織物の歴史を伝える歴史・文化的景観資源が点在しています。
・境島村地区には世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成遺産である田島弥平旧宅をはじめとする蚕種製造民家群が点在しています。
・江戸時代に整備された旧日光例幣使道があり、かつては利根川の舟運とともに陸運の要地として栄えてきました。
・国道 17 号（上武道路）、国道 354 号東毛広域幹線道路等の交通利便性を生かした工業団地が立地しており、国道 354 号沿道には新たな産業系土地利用の誘導が構想されています。

《方針》

●田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
●農地や水路など営農環境の適切な維持・管理と集落地の拡散抑制をはじめ、周辺景観と調和した土地利用の誘導により、田園景観の保全を図ります。
●産業系土地利用を誘導する地域では、地域の土地利用状況に応じて周辺景観との調和や山並みの眺望に配慮したまとまりのある面的な景観の誘導・保全を図ります。
●利根川や広瀬川などの河川沿いは、水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観資源として、関係機関や市民・事業者による環境美化活動との連携により、良好な河川景観の保全、活用に努めます。
●境町駅周辺や境島村地区、旧日光例幣使道沿道においては、地域に点在する建造物や遺跡などの歴史・文化系景観資源の保全・活用をはじめ、地域住民との協働により、地域の歴史・文化を継承する景観形成を図ります。
●幹線道路の沿道においては、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した建築物等や屋外広告物に対する規制・誘導をはじめ、交通の妨げとなりうる屋外広告物の誘導基準の検討などによる沿道景観の向上を図ります。
●再生可能エネルギー施設や携帯電話基地局、ヤードなど地域の景観形成への影響の大きい建築物等については、周辺環境との調和や山並みの眺望に配慮した景観の誘導を図ります。



平塚公園

差し替え予定

境総合文化センター



田島弥平旧宅

【地域別景観計画図】



景観資源凡例

	自然系景観資源
	歴史・文化系景観資源
	都市系景観資源
	並木道

骨格道路景観軸凡例

骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

行為の制限に関する凡例

市街地景観に関する制限	
田園景観に関する制限	
歴史と文化の景観軸に関する制限	沿道 20m
骨格道路景観軸に関する制限	沿道 20m
歴史と文化の景観拠点に関する制限	
景観重点区域に関する制限	

※表示が重なるエリアは複数の
制限がかかるエリアです

景観形成方針（３）地域別方針

⑨ 南部地域

《特性・位置づけ等》



・利根川や広瀬川は、河川緑地や水辺空間を有しており、沿川に整備されたサイクリングロードは、山並みの眺望点になっています。また、坂東大橋周辺や利根川沿いには５つの工業団地があり、市内全域と比べて最も工業用地の割合が高くなっています。
・旧日光例幣使道の沿道には、右赤城（西から東へ進む際、左手に見えていた赤城山が右手に見える街道の名所）などの歴史・文化的景観資源が保全されています。
・坂東大橋は、本市への玄関口となっており、国道 462 号（坂東大橋石山線）は、北関東自動車道や国道 17 号などの幹線道路を結ぶ主要な広域交通軸となっています。
・坂東大橋周辺や利根川沿いの工業団地には工場等が集積しており、その 周辺には農地が分布しています。
・子供のもり公園伊勢崎は、市内外から人々が集い、自然環境学習や様々な親子ふれあい事業等の拠点となっています。

《方針》

●豊かな田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
●農地や水路など営農環境の適切な維持・管理と集落地の拡散抑制をはじめ、周辺景観と調和した土地利用の誘導により、田園景観の保全を図ります。
●産業系土地利用を誘導する地域では、地域の土地利用状況に応じて周辺景観との調和や山並みの眺望に配慮したまとまりのある面的な景観の誘導・保全を図ります。
●利根川、広瀬川、韮川沿いは、水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観資源として、関係機関や市民・事業者による環境美化活動との連携により、良好な河川景観の保全、活用に努めます。
●旧日光例幣使道の沿道については、地域に点在する歴史・文化系景観資源の保全・活用をはじめ、地域住民との協働により、地域の歴史・文化を継承する景観形成を検討します。
●幹線道路の沿道においては、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した建築物等や屋外広告物に対する規制・誘導をはじめ、交通の妨げとなりうる屋外広告物の誘導基準の検討などによる沿道景観の向上を図ります。
●坂東大橋や周辺景観との調和に配慮した建築物等や屋外広告物の色彩、デザインの導入など、関係法令や条例等に基づき、市の玄関口にふさわしい景観の誘導・保全を図ります。
●再生可能エネルギー施設や携帯電話基地局など地域の景観形成への影響の大きい建築物等については、周辺環境との調和や山並みの眺望に配慮した景観の誘導を図ります。



坂東大橋



子供のもり公園伊勢崎
（まゆドーム）



ちびっこ広場

【地域別景観計画図】



行為の制限に関する凡例	
市街地景観に関する制限	
田園景観に関する制限	
歴史と文化の景観軸に関する制限	沿道 20m
骨格道路景観軸に関する制限	沿道 20m
景観重点区域に関する制限	

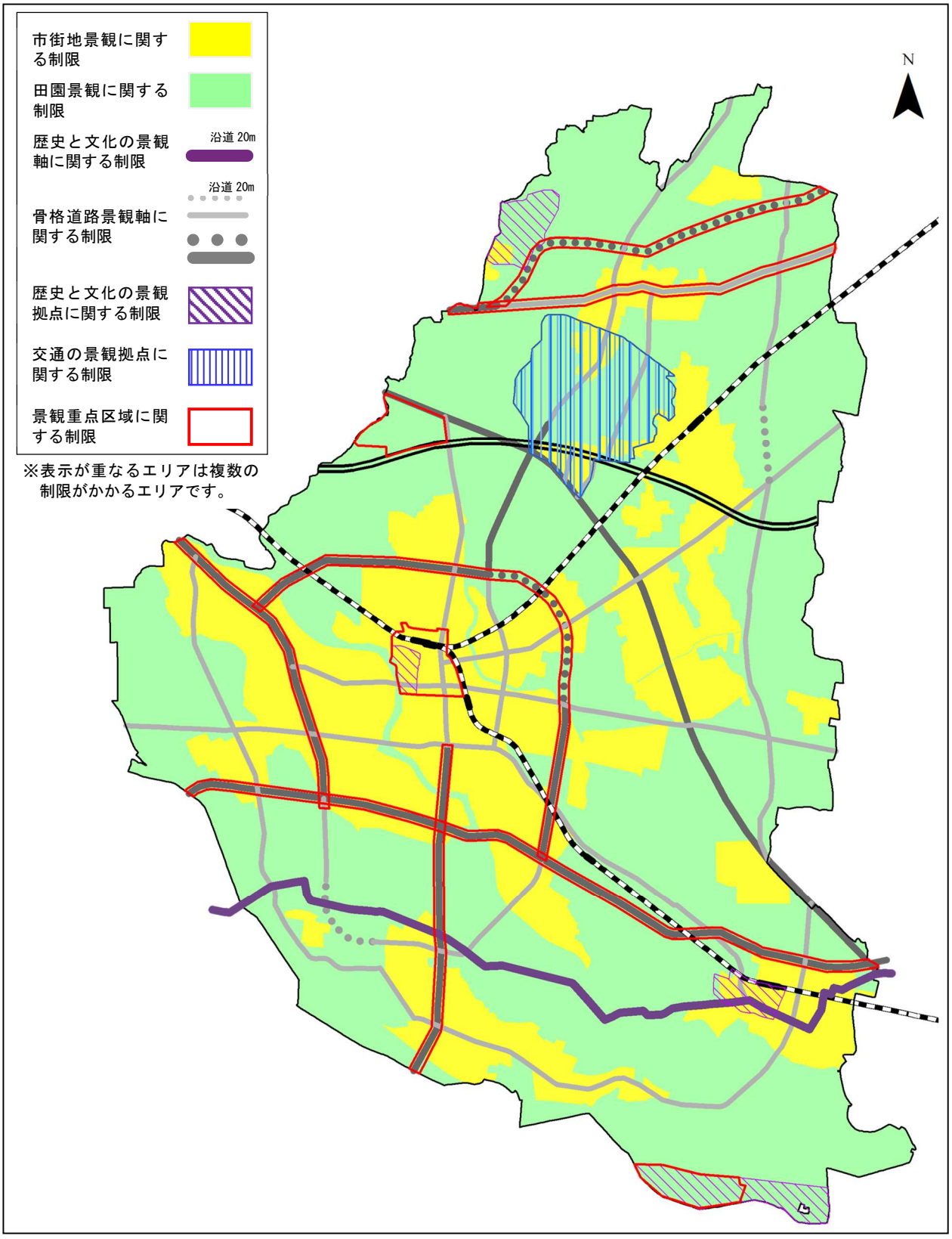
※表示が重なるエリアは複数の
制限がかかるエリアです

景観資源凡例	
	自然系景観資源
	歴史・文化系景観資源
	都市系景観資源
	並木道

骨格道路景観軸凡例	
骨格道路景観軸（４車線）	
骨格道路景観軸（２車線）	
高速道路（４車線）	

3 行為の制限に関する事項（法第８条第２項第２号関係）

前項に示した「良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、これを実現するために、各景観構造別に、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、その行為の制限を定めます。



【行為の制限に関する事項一覧表】

○：該当する行為の制限を示す
▲：河川に面する敷地に関する事項

記述内容			土地利用		軸		拠点	
			市街地景観	田園景観	歴史と文化の景観軸	骨格道路景観軸	歴史と文化の景観拠点	交通の景観拠点
行為の制限に関する事項	建築物・工作物の建設等	敷地周辺の景観の状況を把握し、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める。	○				○	○
		丘陵地、屋敷林、山並みを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の田園景観に調和するよう努める。		○				
		長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する。	▲	○		○		○
		商業施設の低層部については、明るく賑わいあるデザインとする。また、夜間においては店舗照明などによってにぎわいを演出するような照明計画とするよう努める。	○					
		ランドマークとなる施設等と共通性を持たせたデザインとするなど、一体的かつ賑わいあるデザインとするよう努める。						○
		駐車場、駐輪場、ごみ置き場等の付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮する。	○					
		大規模な建築物は、道路からできるだけ後退する。				○		
		歴史・文化的資源に隣接する敷地では、歴史・文化的資源と調和したデザインとなるよう努める。	○		○		○	
		太陽光発電パネルについては、周辺景観を阻害しないよう、できるだけ高さを抑え、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにする。また、材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用するよう努める。	○	○				
		工場や倉庫等の大規模な建築物等については、山並みへの眺望の阻害を避けるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとするよう努める。		○		○		○
		住宅地や公園、河川等の周辺では、過度な光の使用は控えながらも、エントランス部分や植栽部に照明を設置するなど、歩行者に安心感をもたらす照明計画の導入に努める。	○					
		夜空や農地、山林等の自然環境に向けた照明の設置を避けるよう努める。		○				
		外壁等は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。	○			○		○
		自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色調を基調とする。	▲	○				
		壁面等に配慮し、周辺の歴史・文化系景観資源に調和した色彩や素材とする。			○		○	
		橋梁については、落ち着いた低彩度色を基調とする。	○	○				

○：該当する行為の制限を示す
▲：河川に面する敷地に関する事項

記述内容		構造区分	土地利用		軸		拠点	
			市街地景観	田園景観	歴史と文化の景観軸	骨格道路景観軸	歴史と文化の景観拠点	交通の景観拠点
行為の制限に関する事項	屋外広告物	建築物の地色を活かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する。	○		○	○	○	○
		自然色素材と共通する色彩を基調とし、自然と調和したデザインに配慮する。	▲	○				
		空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する。	○	○				
		橋詰周辺については、赤城山等への眺望景観に配慮する。	○	○				
		照明や、発光・点滅を伴う広告物を設置する際は、道路交通の妨げにならないよう努める。				○		○
	敷地・外構	生垣による緑化の推進や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。	▲	○				
		塀等を設置する場合は、歴史的風情を感じる垣・柵等とする（例：自然素材を使用する等）。			○		○	
		敷地境界部は、落ち着いた色彩のフェンス等の採用や、植栽・生垣による緑化等により、周辺地域と調和するよう努める。	○	○				
		歴史的な風情を感じる自然素材を使用した垣・柵、史跡、その他の景観資源をできるだけ残した外構計画とするよう努める。			○		○	
	緑化	生垣などにより、できるだけ敷地を緑化する。	○	○				
		樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。	○	○				
		樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮する。	○	○				
	開発行為	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う。	○	○				

3－1 市街地景観に関する行為の制限

生活の基本空間である住宅地や産業系の土地利用の特性に応じた適正な景観誘導を図ります。

鉄道駅周辺や大型商業施設の集積地等においては、商業地の魅力向上と賑わいの創出につながる景観形成を図ります。

産業系土地利用においては、山並みの眺望や周辺景観との調和に配慮した景観の保全・誘導を図ります。



スマーク伊勢崎



伊勢崎宮郷工業団地



保泉ニュータウン

建築物・工作物の建設等	・ 敷地周辺の景観の状況を把握し、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める。 ・ 駐車場、駐輪場、ごみ置き場等の付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮する。 ・ 商業施設の低層部については、明るく賑わいあるデザインとする。また、夜間においては店舗照明などによってにぎわいを演出するような照明計画とするよう努める。 ・ 河川に面する敷地においては、長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する。 ・ 歴史・文化的資源に隣接する敷地では、歴史・文化的資源と調和したデザインとなるよう努める。 ・ 太陽光発電パネルについては、周辺景観を阻害しないよう、できるだけ高さを抑え、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにする。また、材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用するよう努める。 ・ 住宅地や公園、河川等の周辺では、過度な光の使用は控えながらも、エントランス部分や植栽部に照明を設置するなど、歩行者に安心感をもたらす照明計画の導入に努める。 ・ 外壁等は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。 ・ 河川に面する敷地においては、自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色調を基調とする。 ・ 橋梁については、落ち着いた低彩度色を基調とする。

屋外広告物	・ 建築物の地色を生かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する。 ・ 河川に面する敷地においては、自然色素材と共通する色彩を基調とし、自然と調和したデザインに配慮する。 ・ 空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する。 ・ 橋詰周辺については、赤城山等への眺望景観に配慮する。
敷地・外構	・ 敷地境界部は、落ち着いた色彩のフェンス等の採用や、植栽・生垣による緑化等により、周辺地域と調和するよう努める。 ・ 河川に面する敷地においては、生垣による緑化の推進や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。
緑化	・ 生垣などにより、できるだけ敷地を緑化する。 ・ 樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。 ・ 樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。
開発行為	・ 敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かした開発を行う。

3－2 田園景観に関する行為の制限

多面的な機能を有する農地や水路などの適切な維持・管理と集落地の拡散抑制等による土地利用の誘導により、ゆとりと潤いが感じられる田園景観の保全を図ります。


お富士山古墳周辺


国定周辺


柴町

建築物・工作物の建設等	・ 丘陵地、屋敷林、山並みを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の田園景観に調和するよう努める。 ・ 長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する。 ・ 太陽光発電パネルについては、周辺景観を阻害しないよう、できるだけ高さを抑え、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにする。また、材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用するよう努める。 ・ 工場や倉庫等の大規模な建築物等については、山並みへの眺望の阻害を避けるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとするよう努める。 ・ 夜空や農地、山林等の自然環境に向けた照明の設置を避けるよう努める。 ・ 自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色調を基調とする。 ・ 橋梁については、落ち着いた低彩度色を基調とする。
屋外広告物	・ 自然色素材と共通する色彩を基調とし、自然と調和したデザインに配慮する。 ・ 空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する。 ・ 橋詰周辺については、赤城山等への眺望景観に配慮する。
敷地・外構	・ 生垣による緑化の推進や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う。 ・ 敷地境界部は、落ち着いた色彩のフェンス等の採用や、植栽・生垣による緑化等により、周辺地域と調和するよう努める。
緑化	・ 生垣などにより、できるだけ敷地を緑化する。 ・ 樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。 ・ 樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。
開発行為	・ 敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かした開発を行う

3-3 歴史と文化の景観軸に関する行為の制限

歴史を今に伝える旧道、沿道建物などの景観や遊歩道の整備などにより回遊性を高めるとともに、沿道地域の歴史・文化を継承する景観の誘導・保全を図ります。



日光例幣使道　織間本陣跡周辺


日光例幣使道　絹の館

建築物・工作物の建設等	・ 歴史・文化的資源に隣接する敷地では、歴史・文化的資源との調和に配慮したデザインとなるよう努める。 ・ 壁面等に配慮し、周辺の歴史・文化系景観資源に調和した色彩や素材とする。
屋外広告物	・ 建築物の地色を生かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する。
敷地・外構	・ 塀等を設置する場合は、歴史的風情を感じる垣・柵等とする（例：自然素材を使用する等）。 ・ 歴史的な風情を感じる垣・柵、史跡、その他の景観資源をできるだけ残した外構計画とするよう努める。

3－4 骨格道路景観軸に関する行為の制限

市内を通る国道、県道、環状道路などの主要幹線道路について、沿道景観の誘導や山々への眺望を確保した景観形成を図ります。


東毛広域幹線道路


西部幹線


北部環状線

建築物・工作物の建設等	・ 長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する。 ・ 大規模な建築物は、道路からできるだけ後退する。 ・ 工場や倉庫等の大規模な建築物等については、山並みへの眺望の阻害を避けるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとするよう努める。 ・ 外壁等は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。
屋外広告物	・ 建築物の地色を生かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する。 ・ 照明や、発光・点滅を伴う広告物を設置する際は、道路交通の妨げにならないよう努める。

3-5 歴史と文化の景観拠点に関する行為の制限

伊勢崎駅周辺、境町駅周辺など、歴史や文化を伝える建造物や遺跡等の存在する地区の保全・活用を図ります。



いせさき明治館



境絹の館



旧時報鐘楼

建築物・工作物の建設等	・ 敷地周辺の景観の状況を把握し、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める。 ・ 歴史・文化的資源に隣接する敷地では、歴史・文化的資源と調和したデザインとなるよう努める。 ・ 壁面等に配慮し、周辺の歴史・文化系景観資源に調和した色彩や素材とする。
屋外広告物	・ 建築物の地色を生かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する。
敷地・外構	・ 塀等を設置する場合は、歴史的風情を感じる垣・柵等とする（例：自然素材を使用する等）。 ・ 歴史的な風情を感じる自然素材を使用した垣・柵、史跡、その他の景観資源をできるだけ残した外構計画とするよう努める。

3-6 交通の景観拠点に関する行為の制限

各インターチェンジ周辺では、市の玄関口にふさわしい、個性と潤いある景観形成を図ります。
鉄道駅周辺等においては、商業地の魅力向上と賑わいの創出につながる景観形成を図ります。



伊勢崎駅



坂東大橋

建築物・工作物の建設等	・ 敷地周辺の景観の状況を把握し、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める。 ・ 長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する。 ・ 駅舎等のランドマークとなる施設等と共通性を持たせたデザインとするなど、市の玄関口として一体的かつ賑わいあるデザインとするよう努める。 ・ 工場や倉庫等の大規模な建築物等については、山並みへの眺望の阻害を避けるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとするよう努める。 ・ 外壁等は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。
屋外広告物	・ 建築物の地色を生かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する。 ・ 照明や、発光・点滅を伴う広告物を設置する際は、道路交通の妨げにならないよう努める。

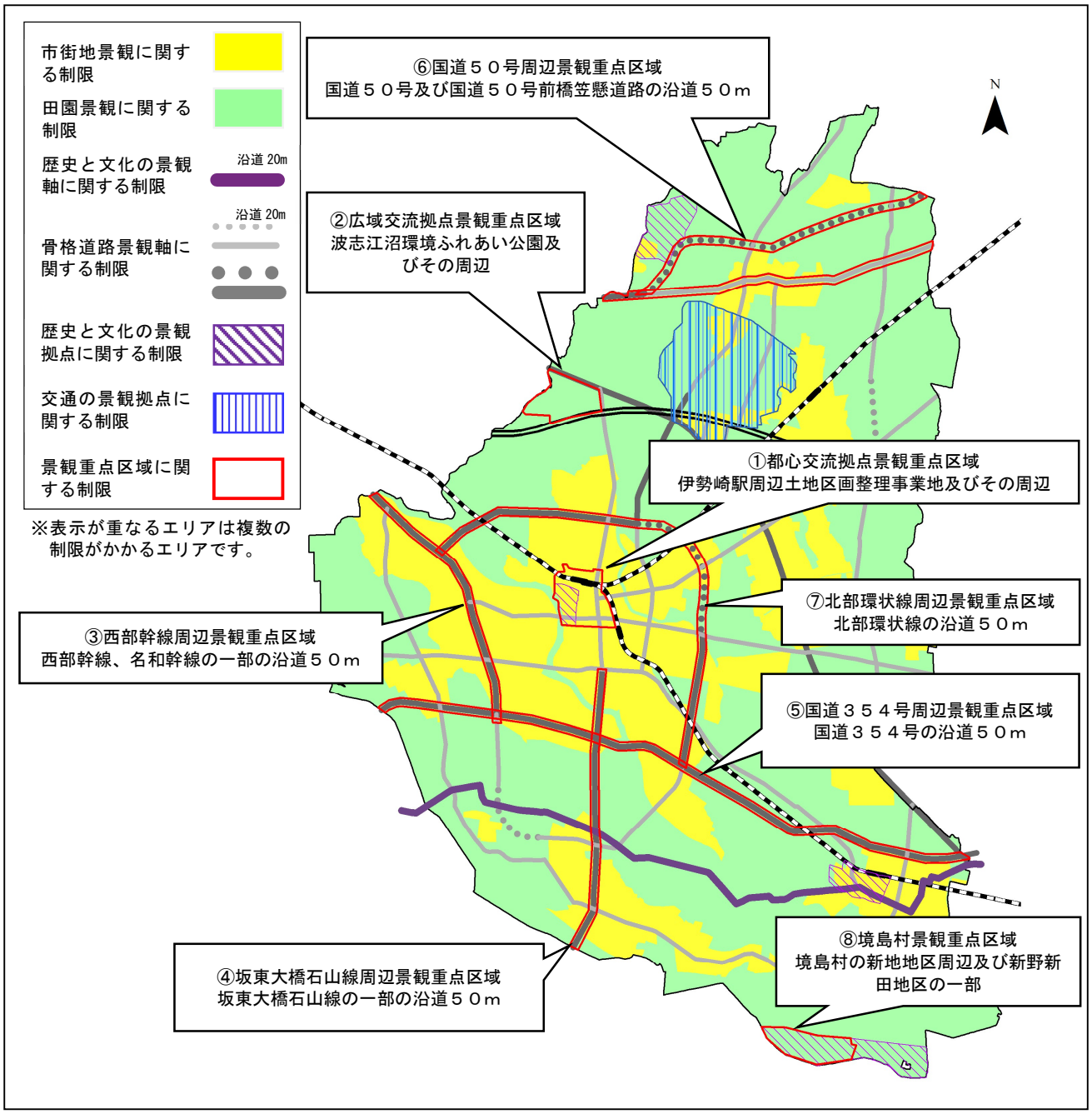
3-7 景観重点区域に関する行為の制限

景観形成のモデルとして先導的に景観まちづくりに取り組む区域とその方向性を定めます。

市内の景観的な特徴を有する一定の区域や今後５年間程度の間に都市基盤整備などの事業実施が予定されているなど今後の変動が予想される地区等を対象とします。

本区域に関する事項は、基本的に行政が主体となって行う景観まちづくりであり、これを契機に市民等への意識啓発や今後の市民提案等のモデルとなることを期待するものです。また、将来的に地域住民等、関係者との協議により合意形成が図れる区域においては、景観地区の指定等を検討します。

設　定	対象範囲（面積）
①都心交流拠点景観重点区域	伊勢崎駅周辺土地区画整理事業地及びその周辺（約 102.4ha）
②広域交流拠点景観重点区域	波志江沼環境ふれあい公園及びその周辺（約 84.0ha）
③西部幹線周辺景観重点区域	西部幹線、名和幹線の一部の沿道 50m（約 63.7ha）
④坂東大橋石山線周辺景観重点区域	坂東大橋石山線の一部の沿道 50m（約 68.8ha）
⑤国道 354 号周辺景観重点区域	国道 354 号の沿道 50m（約 150.3ha）
⑥国道 50 号周辺景観重点区域	国道 50 号及び国道 50 号前橋笠懸道路の沿道 50m（約 156.3ha）
⑦北部環状線周辺景観重点区域	北部環状線の沿道 50m（約 119.2ha）
⑧境島村景観重点区域	境島村の新地地区周辺及び新野新田地区の一部（約 54.3ha）


市街地景観に関する制限
田園景観に関する制限
歴史と文化の景観軸に関する制限
沿道 20m
骨格道路景観軸に関する制限
沿道 20m
歴史と文化の景観拠点に関する制限
交通の景観拠点に関する制限
景観重点区域に関する制限
※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです。
⑥国道５０号周辺景観重点区域
国道５０号及び国道５０号前橋笠懸道路の沿道５０ｍ
N
②広域交流拠点景観重点区域
波志江沼環境ふれあい公園及びその周辺
①都心交流拠点景観重点区域
伊勢崎駅周辺土地区画整理事業地及びその周辺
⑦北部環状線周辺景観重点区域
北部環状線の沿道５０ｍ
③西部幹線周辺景観重点区域
西部幹線、名和幹線の一部の沿道５０ｍ
⑤国道３５４号周辺景観重点区域
国道３５４号の沿道５０ｍ
⑧境島村景観重点区域
境島村の新地地区周辺及び新野新田地区の一部
④坂東大橋石山線周辺景観重点区域
坂東大橋石山線の一部の沿道５０ｍ

景観重点区域に関する行為の制限

① 都心交流拠点景観重点区域

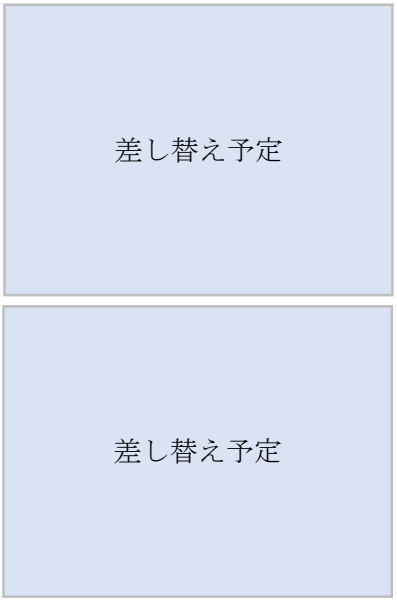
伊勢崎駅周辺地区中心市街地まちづくり構想で目指す、「多くの人・物・文化が集う、便利で魅力的な暮らしと交流の拠点地域」にふさわしい景観形成を推進します。

伊勢崎駅前～本町通りにおける街並みや色彩等の統一性・連続性を確保します。

歴史・文化系景観資源と周辺の街並みや色彩との調和を図ります。

広瀬川の橋詰広場周辺の眺望を確保します。

誰もが安心安全に楽しく歩くことができる歩行空間を確保します。



【対象範囲】

・伊勢崎駅周辺土地区画整理事業地及びその周辺
（約 102.4ha）

■建築物、工作物に関する誘導

形態・意匠	・ 街並みの連続性に配慮し、周囲と調和する形態・意匠、素材を用いるか、同等の効果が得られる処理を工夫する。 ・ 歩道に面する建物低層部については透過性や開放性の高いデザインとするなど、賑わいが感じられる工夫を施すようにする。 ・ 屋外階段、設備等が歩道側に配置される場合は、露出を避けるとともに、建築物本体と同等の素材を極力用いるようにする。
色彩	・ 外壁等の基調色については、天空、緑などの「自然」を生かす風合い、商品や街で活動する人々をひきたてるよう低明度・彩度を基本とする。 ≪避けたほうがよい色≫ 明度７以上の場合、彩度は２を超える色 明度５以上７未満の場合、彩度は３を超える色 明度５未満の場合、彩度は４を超える色 ・ 強調色として用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限に留める。
敷地・外構	・ 道路・隣地の距離を確保して、敷地間相互のゆとりをできるだけ確保する。 ・ 歩道に接する敷地は、舗装の素材や色調の統一を図るとともに、できるだけ段差の生じない仕上げとする。 ・ 接道部にオープンスペースを確保するなど、歩きやすく、人々の滞留の場となるようなゆとりのある空間の創出を工夫する。 ・ 主要な交差点に面する敷地では、コーナー性を持たせた意匠の採用やオープンスペースの確保、誘導サインの設置など、周辺への回遊を促すようなまちかどの演出を工夫する。

■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、景観形成型広告物整備地区等に指定します。

景観重点区域に関する行為の制限

②　広域交流拠点景観重点区域

波志江沼環境ふれあい公園の親水機能と波志江パーキングエリア・スマートインターチェンジ周辺を連携した、多くの家族連れが楽しめる集客性の高い、やすらぎ空間の景観形成を図ります。



波志江沼環境ふれあい公園

【対象範囲】

・波志江沼環境ふれあい公園及びその周辺（約 84.0ha）

■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、禁止地域および景観形成型広告物整備地区等に指定します。

景観重点区域に関する行為の制限

③　西部幹線周辺景観重点区域

沿道商業地などのにぎわいを保ちつつ周辺環境との調和に配慮します。



西部幹線

【対象範囲】

・西部幹線、名和幹線の一部の沿道 50m（約 63.7ha）

■建築物、工作物に関する誘導

色彩	・ 外壁等の基調色については、天空、緑などの「自然」を生かす風合い、商品や街で活動する人々をひきたてるよう低明度・彩度を基本とする。 ≪避けたほうがよい色≫ 明度７以上の場合、彩度は２を超える色 明度５以上７未満の場合、彩度は３を超える色 明度５未満の場合、彩度は４を超える色 ・ 強調色として用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限に留める。

■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、景観形成型広告物整備地区等に指定します。

景観重点区域に関する行為の制限

④ 坂東大橋石山線周辺景観重点区域

河川沿いの広がる水平線と山並みの輪郭線を保全します。

赤城山の山並みを借景とし、坂東大橋が景観を特徴づける目印（ランドマーク）として際立つ、伊勢崎市の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。

【対象範囲】

・坂東大橋石山線の一部の沿道 50m
（約 68.8ha）



坂東大橋石山線

■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、禁止地域および景観形成型広告物整備地区等に指定します。

景観重点区域に関する行為の制限

⑤ 国道 354 号周辺景観重点区域

山並みの眺望確保など、周辺環境と調和した沿道景観の形成を図ります。

【対象範囲】

・国道 354 号の沿道 50m
（約 150.3ha）



国道 354 号

■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、景観形成型広告物整備地区等に指定します。

景観重点区域に関する行為の制限

⑥　国道 50 号周辺景観重点区域

国道 50 号前橋笠懸道路の整備進捗に伴う産業系土地利用の集積とあわせて、周辺環境と調和した沿道景観の形成を図ります。

【対象範囲】

・国道 50 号及び国道 50 号前橋笠懸道路の沿道 50m
（約 156.3ha）

■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、景観形成型広告物整備地区等の指定を検討します。

差し替え予定

国道50号

景観重点区域に関する行為の制限

⑦　北部環状線周辺景観重点区域

伊勢崎市の中心市街地の外周を囲む道路として、良好な沿道景観の形成を図ります。

【対象範囲】

・北部環状線の沿道 50m
（約 119.2ha）

■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、景観形成型広告物整備地区等の指定を検討します。



北部環状線

景観重点区域に関する行為の制限

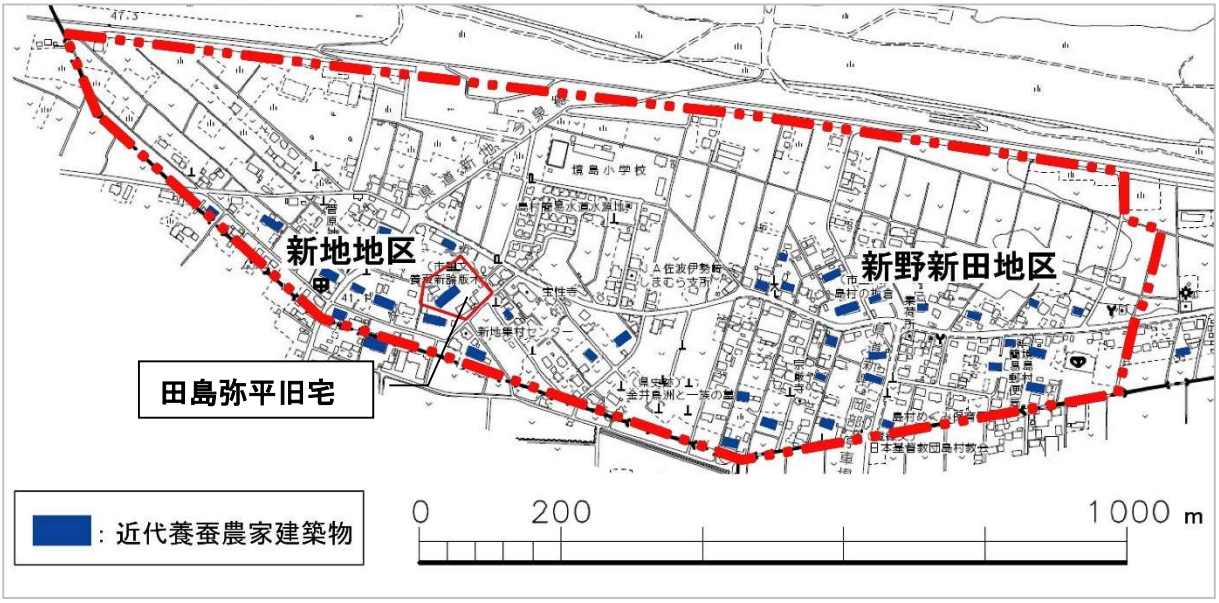
⑧ 境島村景観重点区域

良好な近代養蚕農家建築物群が残る集落地の景観を保全することを目的に、境島村景観重点区域において、以下の設定を行います。

《特性・位置づけ等》

【対象範囲】

・境島村の新地地区周辺及び新野新田地区の一部（約 54.3ha）



区域図

【成り立ち】

本区域は利根川の中流域に位置し、河川改修が行われた大正３年（1914 年）までは洪水にたびたび見舞われ、その度に河川の区域や土地の状況が変化し、次第に住居が北岸・南岸へ移転していきました。新地・新野新田など集落の地名の「新」がそれを示しています。利根川の洪水が土地の面積を狭小にしたため、集落が接近し、建物が密集するようになりました。

差し替え予定

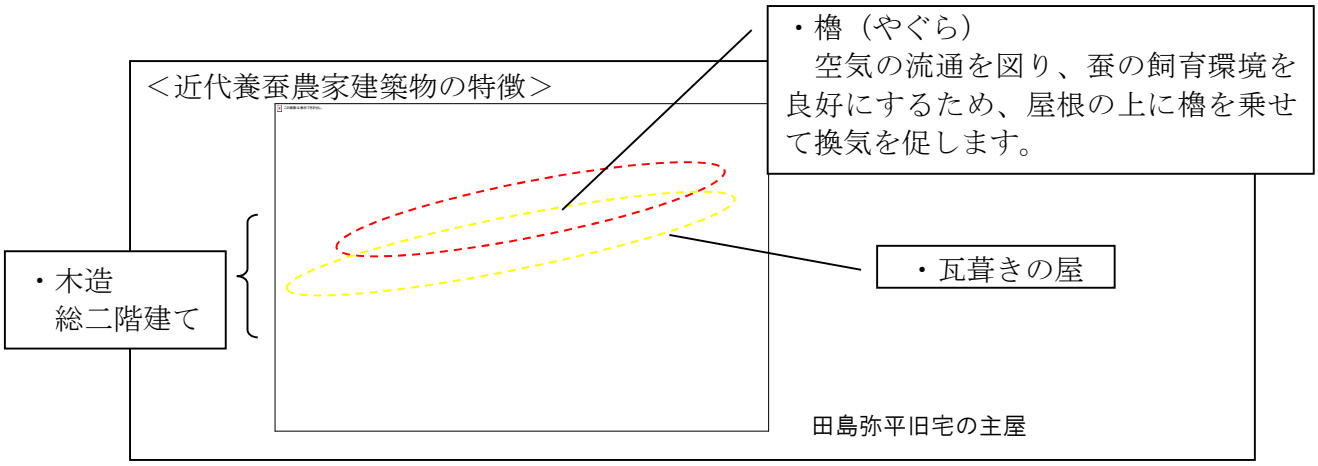
新地地区の航空写真

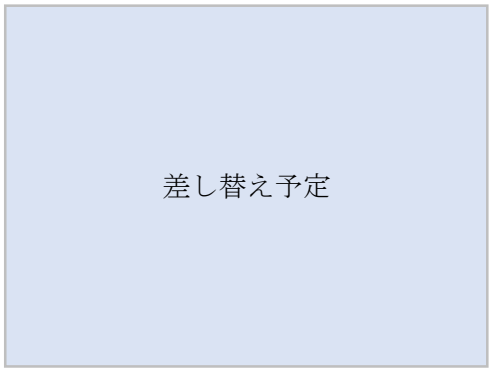
【景観特性】

●近代養蚕農家建築物群

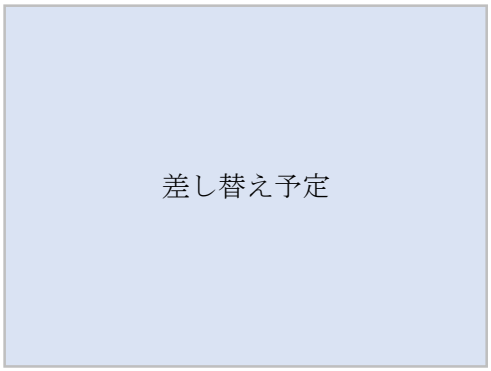
本区域は、江戸末期から明治中期にかけて蚕種の輸出で知られ、長野県上田地域や福島県信達地域とともに、蚕種の一大生産地として形成されてきました。明治初年頃には、養蚕農家が境島村の約３分の２を占めるようになりました。

代表的な近代養蚕農家建築物である田島弥平旧宅は、通風を重視した蚕の飼育法「清涼育」を開発した田島弥平により文久３年（1863 年）に建築されました。主屋兼蚕室は、木造２階建てで間口約 25m、奥行き約９ｍと県内でも最大級となっています。また、切妻造瓦葺きの屋根に風通しを考え、換気用の櫓（やぐら）を付けた近代養蚕農家建築物の原点となった建築物です。





田島弥平旧宅の外観



田島弥平旧宅の門構え

●良好な集落景観と河川堤防から望む眺望

本区域には、現在も多くの近代養蚕農家建築物が残っており、利根川と平行に走る道沿いに屋敷地を構え、主屋を屋敷地の奥に配し、周辺の自然や農地と調和した、ゆとりある集落を形成しています。養蚕関連施設（蚕種冷蔵庫、蚕種催青所）も現存しており、人々の生業が変わるなかでも日常生活の場として使われています。

また、「かしぐね」と呼ばれる建築物の北面と西面に作る高さ 10m近くあるシラカシの生垣や、竹林やケヤキなどの屋敷林は、緑豊かな景観を形づくり、平坦な集落景観にアクセントを与えています。

利根川に沿って続く土手の上からは、山並みを背景に豊かな農地が広がり、良好な集落景観を望むことができます。

差し替え予定

集落の眺め

差し替え予定

かしぐね

●歴史・文化系景観資源

寺院、神社、蚕種業に関する顕彰碑、水害防止を祈願した石造物といった、地域の歴史や文化を物語る資源が点在しています。

島村教会（国・登録有形文化財）は、島村に住む蚕種業者がヨーロッパへ蚕種の直輸出へ行った際にキリスト教にふれ、帰国後の明治 30 年（1897 年）に現在の場所に建築されました。洋風の意匠で半切妻の屋根や木造の柱や梁をそのまま見せる「ハーフティンバー」風の玄関が特徴となり、区域のシンボルとなる景観を形成しています。

その他にも、南画（中国発祥の絵画）家の金井烏洲ら一族の墓（群馬県指定史跡）などの歴史を伝える資源が残されています。



島村教会

差し替え予定

金井烏洲ら一族の墓

《景観形成方針》

●近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観の保全

・現存する近代養蚕農家建築物は、本市の重要な景観資源として次代へ継承します。

・近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観を保全するとともに、これらと調和する一体的な景観の創出を目指し、屋外広告物や建築物等は周辺の景観に配慮するよう、誘導します。

●利根川の河川堤防からの眺望景観を保全

・河川堤防からの眺望を重視し、良好な建築物の立地等が行われるように、適切に誘導します。

●歴史・文化系景観資源の保全と活用

・点在する寺社、石碑など歴史的な趣を際立たせる身近な歴史・文化系景観資源の発掘と活用に努めます。

・外部から訪れた人にとって適切な情報を伝えられるよう案内サイン、各種資源に人々を導く誘導サインの整備を検討します。

《行為の制限》

境島村景観重点区域においては、届出対象行為、建築物、工作物、開発行為に関する制限及び誘導は次のとおりとします。

■届出対象行為

<table>
<tr><th>行　為</th><th colspan="2">届　出　対　象</th></tr>
<tr><td>建築物の建築等
（建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）</td><td colspan="2">全ての建築物
ただし、以下のものを除く
（１）増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10 ㎡以下のもの
（２）外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡以下のもの
（３）改築で、外観の変更を伴わないもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工作物の建設等
（工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）</td><td>①さく、塀、擁壁の類</td><td>高さ 0.6mかつ長さ２ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>②電波塔、物見塔、装飾塔の類
③煙突、排気塔の類
④高架水槽、冷却塔の類
⑤鉄筋コンクリート・金属製の柱の類
⑥電線路又は空中線系（その支持物を含む。）</td><td>高さ（建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする）が４ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>⑦観覧車等の類の遊戯施設
⑧アスファルトプラント等の製造施設の類
⑨自動車車庫専用の立体的施設
⑩石油等の貯蔵・処理施設
⑪汚水処理施設等の類</td><td>高さ４ｍ又は築造面積 10 ㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td>⑫彫像、記念碑の類</td><td>高さ４ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、以下のものを除く
（１）高さ（建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計）が４ｍを超える新設で、当該行為に係る部分の高さが 1.5m以下のもの
（２）改築又は増築で、高さが当該行為前の高さ以下のもの
（３）①～⑫の建設等で、外観の変更を伴わないもの</td></tr>
<tr><td>開発行為</td><td colspan="2">面積が 500 ㎡を超えるもの又は高さ 1.5m、かつ、長さ 10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるもの</td></tr>
</table>

■建築物、工作物、開発行為に関する制限及び誘導

高さ	・高さの最高限度は 10m とする
配置	・近代養蚕農家建築物や自然景観を生かす配置とする
形態・意匠	・建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、切妻や寄棟などの勾配のある屋根とする（ただし、駐車場は除く）
	・近代養蚕農家建築物及び石碑、屋敷林など歴史的な景観資源と調和したものとし、奇抜なものは避ける
	・建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更を行う場合は、落ち着きのあるものとする
	・建築物（一戸建ての専用住宅を除く）には、櫓を設置しない。但し、一戸建ての専用住宅は、近代養蚕農家建築物の景観を著しく損なわないものとする
	・室外機などの設備等は、できるだけ道路や公共の場所から見えないように配置して、必要に応じ格子やルーバーなど囲いを設けるなど工夫する
色彩	・近代養蚕農家建築物及び石碑、屋敷林など歴史的な景観資源と調和した色彩や素材とする
	・屋根は無彩色又は低彩度色とする
	・建築物の外観など大きな面積については、次の色は使用しない 明度７以上の場合、彩度は２を超える色 明度５以上７未満の場合、彩度は３を超える色 明度５未満の場合、彩度は４を超える色
	・強調色として用いる色数はできるだけ少なくし、刺激的な色彩の使用は避ける
敷地・外構	・道路又は隣地の建物の外壁との距離を確保して、隣地相互のゆとりをできるだけ確保する
	・敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、柵や塀を設ける場合は、できるだけ高さを抑え、周辺景観と調和させる
	・できるだけ現存する石垣の保存に努め、新設する場合も、できるだけ石材等の自然素材を用いる
緑化	・「かしぐね」など屋敷林をできるだけ保全・活用し、できるだけ敷地を緑化する
開発行為	・敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かした開発を行う

■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、禁止地域および景観形成型広告物整備地区に指定します。

4 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

（法第８条第２項第４号イ関係）

4－1 基本事項

屋外広告物については良好な景観を構成する重要な要素と位置づけ、市全域において行為の制限を定めます。

4－2 制限に関する事項

制限に関する事項（１）市全域

共通および個別の許可基準を設け、双方による誘導を行います。

【共通許可基準】

◎良好な景観の形成又は風致の維持に関するもの

- 特に景観に配慮すべき地域では、広告物の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠などが周囲の景観と調和していること
- 広告物の裏面、側面、脚部などの広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成又は風致の維持のために配慮されたものであること
- ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講じること（なお、デジタルサイネージ等の交差点付近での掲示は控える）
- 蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと
- 住宅地など落ち着きが求められる場所等では、極端に鮮やかな色やけばけばしく点滅する広告物、デジタルサイネージ等は設置しないこと
- 山並みへの良好な眺望が得られる幹線道路沿い等では、山並みへの景観と調和する色彩、意匠等に配慮したものであること

◎その他

- 危険防止に配慮したものであること
- 道路交通に支障がないものであること

制限に関する事項（２）重点区域

伊勢崎市屋外広告物条例により、伊勢崎駅周辺、波志江沼環境ふれあい公園周辺、西部幹線沿道、坂東大橋石山線の一部の沿道、国道 354 号（東毛広域幹線道路）等を、景観形成型広告物整備地区等に指定し、一般基準より強化して誘導します。

また、境島村景観重点区域を景観形成型広告物整備地区に指定し、良好な景観の形成を図るため、以下の基本方針を定めます。

境島村景観重点区域における広告物等の表示又は設置に関する基本方針

①広告物等の表示又は設置に関する基本構想

- 近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観を保全するとともに、これらと調和する一体的な景観の創出を目指し、屋外広告物や建築等は周辺の景観に配慮するように誘導する。
- 河川堤防からの眺めを重視し、屋外広告物を適切に誘導する。

②広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

【共通基準】

・近代養蚕農家建築物群が良好に残る集落地の景観に調和するものとする
・個別基準に示す広告物以外は使用しないこと
・建物を利用する場合は、主な屋根の軒高を超えて表示しないこと
・色彩は、派手な色を避け、低彩度とする。また、２㎡を超える広告は、原則としてこげ茶に白抜き文字とし、他の色が必要な場合は最小限度とする（のれんを除く）
・支柱等の掲出物件は、こげ茶または灰色などの低彩度のものとする
・光や音を発する広告物、デジタルサイネージ等は設置しないこと

【個別基準】

区分	広告物の種類と表示面積、表示方法	
自家広告物	壁面広告物（建物に設置する広告板、広告塔、広告幕を含む）	１壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の５分の１以下
	突出広告物	突出幅は壁面から１m以下、かつ、道路境界線から突き出さない
	置看板	一面２㎡以下、高さ２m以下
	管理用広告物	１㎡以下
		建植の場合は高さ1.5m以下
		管理上の必要に基づく最小限の数とする
非自家広告物	管理用広告物	１㎡以下
		建植の場合は高さ1.5m以下
		管理上の必要に基づく最小限の数とする
	簡易広告物	広告旗は0.5㎡以下（国、地方公共団体が公共的目的で表示するものを除く）
届出不要で表示できるもの	自家広告物の簡易広告物（広告旗は0.5㎡以下）	
	祭典、縁日又は年中行事のため一時的に表示するもの	
	公益上必要な施設又は物件に表示する寄贈者名等	

◎次に掲げる広告物等は、景観形成型広告物整備地区の基本方針の適用除外となる
・法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
・公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

◎合計表示面積が１㎡を超える広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、あらかじめ届出すること

◎この基本方針に定めのない事項については、伊勢崎市屋外広告物条例及び同施行規則で定める基準に従うこと

制限に関する事項（３）禁止地域

伊勢崎市屋外広告物条例により、いせさき市民のもり公園周辺の坂東大橋石山線沿道等、良好な景観の形成を図るため特に必要と認める地域を禁止地域に指定します。

また、境島村及び境平塚の一部区域にある歴史と文化の景観拠点を禁止地域に指定します。

4－3 既存法令等との関係

景観の維持および向上を図るため、伊勢崎市屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置について必要な制限を行います。

5 景観重要公共施設の整備に関する事項

（法第８条第２項第４号ロ関係）

景観構造として位置付けた骨格道路景観軸及び河川の景観軸、歴史と文化の景観軸等については、将来の景観重要公共施設の候補とし、整備を行う際には、本市の景観を誘導する重要な軸として配慮します。また、これら以外の公共施設についても、関係機関等との協議・合意により、随時、景観重要公共施設として指定を行います。

景観重要道路内においては、工作物の道路占用の許可を行う場合は、別途、伊勢崎市景観まちづくり条例に定める事項に配慮します。

6 景観重要建造物の指定の方針（法第８条第２項第３号関係）

歴史・文化的な価値を有し、市民に親しまれている建造物で、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定します。

特に養蚕等に関る産業遺産等、歴史・文化を今に伝える建築物等を中心として、地域住民等の発意の元に、指定することが望ましい対象を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

令和９年３月時点で、以下の４物件が景観重要建造物に指定されています。

指定番号第１号 黒羽根内科医院旧館(いせさき明治館)

指定番号第２号 旧時報鐘楼

指定番号第３号 蚕種農家住宅 田島林平旧宅

指定番号第４号 伊与久 雷電神社

7 景観重要樹木の指定の方針（法第８条第２項第３号関係）

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森等のうち、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定します。

特に河川の景観軸、水と緑の拠点周辺においては、地域住民等の発意の元に、シンボルとなる樹木や、良好な景観の形成に寄与する樹木等、指定することが望ましい対象を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

8 景観協議会の設置の方針（法第１５条関係）

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために協議を行う必要があるときは、景観協議会を組織します。なお、景観重要公共施設については、景観協議会を組織し、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行います。

景観協議会は、公共施設管理者などで構成され、その他必要に応じて、関係行政機関や公益事業者、学識経験者、住民その他良好な景観形成のための活動を行う者を加えます。

また協議については、基本設計段階での助言、実施段階での審査といった段階的な協議を想定します。

9 景観アドバイザーの設置の方針（条例第３条関係）

景観資源の配置、形態・意匠、外構、色彩及び広告物の配置計画等に関する事項について、良好なデザインの誘導を行うため、専門家（景観アドバイザー）による技術的な助言を行います。

10 附　　則

この計画は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　　則

この計画は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　　則

この計画は、令和９年４月１日から施行する。